

### 三 津島財政期資料

#### 1 規則, 諮問事項, 答申, 意見書

##### (1) 戦後通貨対策委員会設置に関する件

(昭和二十年八月二十八日閣議了解)

戦後通貨対策委員会設置ニ関スル件

一、大蔵大臣ノ諮問ニ応ジインフレ防止其ノ他戦後新段階ニ対処スベキ重要ナル通貨対策ニ関シ意見ヲ具申シ又ハ参画立案セシムル為大蔵省ニ戦後通貨対策委員会ヲ置クコト

二、戦後通貨対策委員会ニ委員長一名副委員長一名及委員若干名ヲ置クコト

三、戦後通貨対策委員会ノ委員長副委員長及委員ハ貴衆両院議員又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ委嘱スルコト

四、大蔵大臣ハ部内関係官ヲシテ戦後通貨対策委員会ノ任務遂行上必要ナル資料ヲ提供シ又ハ説明ヲ為シ若ハ意見ヲ述ベシムルコト

備考 本件実施ニ伴ヒ戦時財政参画委員制ハ之ヲ廃止スルコト

編注 本件は大蔵省で八月二十六日起案され、八月二十八日閣議了解となつた。なお、起案文書には「御決定ノ上ハ別紙ニ依リ委員長、副委員長、及委員ノ任命方取計可然哉」とあり、八月二十八日付で委員長、副委員長、委員が任命されたが、「別紙二」は省略(五一ページノ委員名簿参照)。

出所 大蔵省資料Z六〇四―二八。

##### (2) 諮問第一号 (昭和二十年九月一日)

諮問第一号

昭和二十年九月一日

大蔵大臣 津島 寿一

戦後通貨対策委員長 賀屋興宣殿

左記事項ヲ諮問致候間御審議ノ上速ニ御答申相成度候

記

戦後新段階ニ処スベキ通貨対策ニ関シ貴会ノ所見ヲ諮フ

出所 大蔵省資料Z六〇四―三〇。

(3) インフレに対する人心安定方策声明案

(昭和二十年九月四日インフレ対策部会決定)

戦後ノ「インフレーション」ニ関シテハ世間ニ於テ相当憂慮サレテ居ルガ政府ニ於テモ此ノ点ニハ重大ナラ固心ヲ払ヒ凡ニル角度ヨリ適切ナル措置ヲ採ル為ニ全力ヲ挙ゲツツアリ特ニ財政、金融問題ニ関シテハ昭和二十一年度予算編成方針ノ決定、金融ノ応急安定方策ノ実施、新事業資金暫定標準ノ決定、軍需会社ノ債権債務ノ整理措置ノ実施等終戦後ニ於テ各種ノ方途ヲ講ジテ参ツテ居ル。

今後ニ於テモ政府ハ引続キ適切ナル対策ヲ講ジ国民各位ノ理解ト協力ト相俟ツテ充分「インフレーション」ヲ防遏シ得ル確信ノ下ニ施策ヲ進メツツアル從ツテ国民各位ハ此ノ点ニ付徒ニ杞憂シ又ハ流言等ニ迷フコトナク冷静沈着ニ職務ニ精勵シテ戦キタイ例ヘバ近時巷間ニ於テ平恤切下等ノ名ニ依リ種々揣摩臆測ヲ為ス者ガアル由デアルガ右ハ全ク經濟の無知識ニ基ク謬説デアツテ理論的ニモ實際的ニモ夢ニモ考ヘ得ナイ所デアル

編注 声明案の發表等 取扱いについては大蔵省に一任することを条件に、提出された(九〇ページ資料(2)、九二ページ資料(3)参照)。

出所 大蔵省資料乙五三一六一〇。

(4) 財政緊急対策 (昭和二十年一月五日答申)

昭和二十年十月五日

戦後通貨対策委員会

副委員長 太田 正孝

大蔵大臣 津島 寿一殿

昭和二十年九月一日附諮問第一号「戦後新段階ニ処スベキ通貨対策ニ関シ貴会ノ所見ヲ諮フ」ニ対シ取敢ヘズ「財政緊急対策」別紙ノ通り及答申候也

財政緊急対策

戦争ソノモノ及ビ「ボツダム」宣言ニ基ク我が經濟国力ノ低下甚大ナル事実ヲ銘記シ、且現下ノ「インフレ」問題ノ中核ガ財政収支ノ均衡如何ニ在ルコトニ鑑ミ緊急対策トシテ、政府ハ現行予算及ビ来年度予算ニ付取敢ヘズ左ノ如キ措置ヲ講ズベシ

第一、本年度予算ニ対スル緊急措置

(一) 終戦ノ事実及ビ国力低下ノ事実ニ即応シテ、政府ハ此ノ際中央及ビ地方ノ財政及行政整理等ヲ断行シ極力経費ヲ節約シ且予算外國庫負担契約ニ付新事態ニ即応シテ其ノ國庫負担ヲ極力軽減スル措置ヲ講ズルコト

(二) 此ノ際臨軍費ノ内容ヲ明カニシ且其ノ所管ヲ速カニ大蔵大臣ノ下ニ置キ以テ其ノ濫費ヲ嚴重ニ取締ルト共ニ可及的速カニ之ヲ打切ル措置ヲ講ズルコト

(三) 戦争ニ起因スル軍需企業負担ノ処理ニ付テハ戦時中ニ政府ガ企業ニ対シ公約シタル諸種ノ国家補償ト雖モ新事態ニ即

応シテ総合的ニ嚴重檢討ノ上之ヲ査定交付スルモノトシ戦争保険金ニ付テハ超過保険トナラザルヤウ嚴重査定スルコト  
本項ハ来年度予算ニ於テモ之ヲ嚴守スルコト  
第二、来年度予算ニ対スル緊急措置

(一) 方針

(1) 普通歳出(特殊経費並ニ復旧復興費ノ公債利子ヲ含ム)ハ之ヲ嚴ニ普通歳入ヲ以テ賄フノ大方針ヲ確立シ、歳出ノ一大削減ト歳入ノ増収其ノ他ノ措置ヲ断行スルコト

(2) 復旧復興費ハ、公債支弁トスルモ、公債発行額ハ之ヲ嚴ニ国民ノ消化力以内ニ限定スルノ方針ヲ確立シ、苟モ此ノ為通貨ノ膨脹ヲ来タサシメザル措置ヲ講ズルコト

(3) 復員費、戦災関係費、軍需会社、在外会社等ニ対スル補償金及賠償金等ニ関スル支弁ニ付テモ以上ノ趣旨ヲ遵守スルコト

(4) 健全財政ノ本格的確立ヲ期スル趣旨ニ則リ五箇年ニ亘ル財政計画ヲ策定シ、以テ戦後財政ノ基本的動向ヲ明確ナラシムルコト

(5) 龐大ナル公債現在高ヲ減額シ、財政基礎ヲ鞏固ニシ民間企業力ヲ活用スル為官業及国有財産ヲ民間ニ払下グルコト

(6) 地方財政ニ付テモ一般会計ト同様ノ趣旨ニ依リ極力緊

縮ヲ図ルコト

(7) 特別会計ノ数及内容ヲ整理スルト共ニ一般会計ト同様ノ趣旨ニ依リ極力緊縮ヲ図ルコト

(二) 要領

(1) 従来ノ継続費ハ新事態ニ即応シテ再検討ヲ加ヘ之ヲ徹底的ニ整理スルコト

(2) 緊急ナル必要経費ハ臨時議會ノ協賛ヲ経ルノ方針ノ下ニ予備金ヲ極力縮減シ経費ノ支出ニ慎重ヲ期スルコト

(3) 価格差補給金(米麦等ニ対スルモノヲ含ム)ハ原則トシテ之ヲ撤廃スルコト

(4) 其ノ他ノ補助金ハ之ヲ大約三分ノ一ニ減額スル目途ノ下ニ大整理ヲ断行スルコト

(5) 官吏ノ定員ヲ少クトモ現行ノ二分ノ一程度ニ減員シ官吏ノ質ヲ向上スル為待遇ノ改善ヲ図ルコト

尚右減員ヲ可能ナラシメ得ル如ク行政機構及運営方針ヲ改革スルコト

(6) 恩給及年金ニ再検討ヲ加ヘ、ソノ過大財政負担ヲ軽減スル措置ヲ講ズルコト

(7) 現行地方分与税ニ対シ新事態ニ即シテ再検討ヲ加ヘルコト

(8) 税制ニ付テハ直接税及間接税ニ亘リ新事態ニ照応セル根本的の改革ヲ行フモノトシ差当リ二十一年度ニ於テハ分類所得税、酒税、物品税等ノ増徴、一部新税(成金税、財産

税等)ノ創設ヲ行ヒ二十二年度ニ於テハ本格的ナル新税ノ設定其ノ他税制ノ一大改革ヲ断行スル措置ヲ講ズルコト  
尚煙草、塩等ノ専売収入ノ増大ヲ図ルコト  
出所 戦後通貨対策委員会「戦後通貨対策委員会答申及意見書(第一輯)昭和二十年一月(大蔵省資料乙六〇四一三〇)。

(5) 統制撤廃の価格に及ぼす影響——第一回答申食糧に関する件 (昭和二十年一月五日総会承認)

註、本件ハ改組前ノB委員会ノ立案ニ係リ總會ニ提出、全員ノ了承ヲ得タルモノナルガ諸般ノ考慮ヨリシテ正式答申ノ形式ヲ採ラズ事実上大蔵大臣宛参考意見トシテ提示セラレタルモノナリ

統制撤廃ノ価格ニ及ボス影響

第一回答申 食糧ニ関スル件(二〇、一〇、五)

一、米 表

需給不均衡ノ現下ノ実情ニ於テハ統制ノ撤廃ニ依ル價格暴騰ノ惧多キニ鑑ミ尚暫ク現行制度ヲ維持スル事但シ左ノ諸点ハ改正ノ要有リト認ム

(イ) 主要食糧ノ配給量ハ米表其ノ他ノ穀類等ヲ以テ維持シ不足分ハ万難ヲ排シ輸入ノ方途ヲ講ズベキコト

(ロ) 現行二重價格制ヲ廃止スルト共ニ買上價格ハ生産者價格ヲ基準トスルコト

(ハ) 供出完済後ノ数量ニ付テハ生産者ノ自由処分ヲ認ムルコト

(ニ) 配給ノ円滑化ニ特段ノ措置ヲ講ズルモノトシ要スレバ配給機構ニ所要ノ改変ヲ加フルコト

二、馬鈴薯、甘藷

供出実績約六三%残余ノ三七%ハ公価約十倍ノ闇價格ヲ以テ売買セラレ居ルヲ以テ平均價格ハ公定價格ノ五倍見当トナリ消費者ノ負担輕カラズ此ノ際統制廢止ニ依リテ出廻リ促進、價格ノ低落及ビ變質腐敗ノ防止ニ資スベキコト

三、生鮮食料品

閣議決定ニ依ル統制撤廃ニ当リテハ其ノ時期及ビ業者ノ自治的統制ノ機構及之ガ運営ニ付遺憾ナキヲ期スベキコト  
出所 同前。

2 委員提出意見

(1) 為替政策に関する新木栄吉委員意見

(昭和二十年九月)

為替政策ニ関スル意見

新木委員

一、対米相場ニ付テ

休戦直後ノ經濟状態ノ混乱、戦災ニ依ル被害甚大等ノ為メ本邦經濟力ノ低下ヲ来シテ居ル現状ニ於テ妥当ナル対米「レート」ヲ決定スルコトハ困難デアルガ弗貨買入等ノ為一応暫定的ノ「レート」ヲ決メル必要ガアル、然シ乍ラ相場ヲ実勢ヨリモ高ク決メルコト、或ハ反対ニ低ク決定スルコトニ付テハ夫々一利一害ガアリ、殊ニ換算率ノ急激ナル引下ハ人心ニ及ボス心理的影響モ少ナカラズ、「インフレ」促進ヲ助長スル虞モアル、彼我ノ物価状況其ノ他ノ事情カラ思考シテ円ノ価値切下ハ止ムヲ得ナイトシテモ此際急激ナル変化ハ避ケタ方が良イ、而シテ今後ノ財界ノ推移ヲ注視シ将来財政確立、賠償条件決定、物価見透、國際貿易ヘノ参加ガ或程度判然シタ時期ニ於テ妥当ナル為替水準ヲ決定スルコトトスレバ之ガ維持ハ困難デアルトハ思ハレナイ。

二、対支為替ニ付テ

現在ノ対支為替相場ノ不自然デアルコトニ對シテハ一般ニ異

論ノナイトコロデアアルガ、之ヲ如何ニ決定スルカハ対米為替

ノ場合ト同様困難デアル、現状ニ於テ為替調整制度ハ必ズンモ実情ニ即応シタモノデハナク、又最近南京ニ於テ中国軍前進指揮部ガ法幣對儲備券比率ヲ一對二〇〇ニ決定シタ趣ガ伝ヘラレテ居ルガ、現状ニ於テ之ヲ妥当ナリトスル根拠ハ乏シイ、日支間ニ於テハ消費物資ガ似テ居ル点多ク兩國間ノ物價情勢カラ適当ナ相場ヲ建テルコトモ一案ト思ハレルガ之ガ為ニハ或程度經濟状態ノ落付クコトガ前提条件デアル、日本ノ対米相場ガ決定シタ暁ニ於テハ之ヲ通ジテ日支間ノ相場ヲ決定スルコトモ一方法デアル、何レニセヨ日米為替相場ノ基準ヲ無視スルコトハ出来ナイ。

三、為替集中制度ノ将来

為替集中制度ハ為替資金ノ有効適切ナル運用ヲ図ルコト、並ニ為替「リスク」ヲ政府ニ於テ負担スル趣旨カラ実行サレタツタモノデアル、今後本邦ガ賠償金支払、經濟復興ニ必要ナル物資輸入等ニ関連シ外貨資金ヲ一層有効適切ニ運用スル必要アルコト(「リスク」ノ政府負担ハ必要ナカルベシ)ハ当然デアリスクテ新ナナル意味ニ於テ為替集中制度ヲ繼續スルコトハ必要ノコトト考ヘラル。

四、為替管理ニ付テ

戦時中各種統制ノ及ボシタ弊害ハ尠ナカラザルモノガアツタ  
様ニ思ハレルガ本邦ノ戦後経済再建、賠償金ノ支払済ニ至  
ル迄ハ或ル程度ノ為替管理ハ止ムヲ得ナイトコロト思ハレ  
ル、特ニ支那並ニ外地ニ対シテハ将来輸出入並ニ賠償問題、  
補償問題トモ関連シテ種々ノ複雑ナル為替關係ヲ生ズルモノ  
ト思ハレ従来行ハレタ為替管理制度ハ之ヲ新ナル見地カラ  
検討シ實際ニ即応スルガ如キ方法ニ於テ運用スルコトガ必要  
ト思ハレル。

殊ニ差迫ツタ問題トシテハ支那カラノ自由送金制度ニ根本的  
ナ改正ヲ加ヘテ内地「インフレーション」ヲ助長セザル様措  
置スルコトガ必要デアル。

出所 戦後通貨対策委員会「戦後通貨対策委員会資料甲号（委員提出意  
見）」昭和二〇年九月（大蔵省資料乙六〇四—二九）。

(2) 物価等に関する中山伊知郎委員意見

(昭和二〇年九月)

物価等ニ関スル意見

中山委員

一、物 価

物価ニ就テハ至急ニ現状ニ即応セル物価秩序ノ再建ヲ要ス。  
戦時ノ物価機構ガ综合性ヲ欠キ、屢々具体的実状ト背反シテ  
為ニ闇相場ノ昂騰ヲ促進セルコトハ周知ノトコロナリ、戦後  
ノ今日ニ於ケル急務ハコノ欠陥ヲ速カニ除去シ、経済秩序ノ  
再建ヲ物価ノ面ヨリ助長スルコトニアルベシ、対策ノ重点次

ノ如シ。

(一) 価格統制ノ緩和並ニ撤廃ニ於ケル順位ト時期ノ選定

ニ慎重ヲ期スベキコト

(二) 二重価格制度ノ速ナル撤廃ヲ図ルコト

(三) 物価政策ノ全面的関連性ニ顧ミ、政策担当機関ノ一  
元化ヲ図ルコト

二、物 資

物資ニ就テハ速カニ各産業ノ生産方針ヲ明示シ、差当リ手持  
資材ノ効率化ヲ策スベシ。

終戦直後ノ生産不振ガ産業方針ニ対スル気迷ヒニアルコトハ  
否定スベカラザルトコロナリ、政府ハ大胆率直ニ我国今後ノ  
産業方向ヲ示シ、コレニヨツテ現有資材ノ活用ト隠匿蔵物資  
ノ出廻促進ヲ図ルベキモノトス。

(一) 農産物ニ対シテハ従来ノ生産奨励ヲ強化スル外、供

出制度ニ検討ヲ加ヘテ生産物ノ出廻リヲ促進スルコト

(二) 工業資材ニ就テハ業者ノ自治統制ヲ通シテ需要ノ競

合ニヨル投機的値上リヲ防止スルコト

(三) 衣料其ノ他雑工業製品ニシテ生活必需品タルモノハ  
業者ノ創意ヲ奨励シテ増産ノ実ヲ挙ゲシメ、零細資源ノ

製品化ニ努ムベシ

(四) 国有財産、公共設備等ヲ民需増産ノ為ニ利用スベク  
積極的ニ計画スルコト

三、勞 務

(一) 「インフレ」防遏対策ノ実行確保ノ立場ヨリセル政府其  
ノ他ノ「インフレ」危機強調ト、ソレノ現下非常ノ場合人心  
不安ヲ激成スル悪影響ニ対スル措置

(二) 平価切下ノ名ニ出ル、又ハ公債ノ「徳政」的措置等ニ  
出ル人心不安ノ一掃措置

(三) 真ノ「インフレ」激化ハ戦後ニアリトノ謬説ト之ニ基ク  
人心不安ノ一掃措置

(四) 闇値段其ノ他緊急事態下ノ特殊価格乃至賃銀等ヲ以テ通  
貨価値ナリトスル「インフレ」観ノ是正措置

(五) 対価ニ金ヲ貰ツテモ使途ナク、タメニ通貨軽視乃至不信  
ニ端ヲ発スル通貨不安ノ一掃

(六) 日銀通貨発行高ノ仮装の増発ニ対スル不当ノ人心不安ノ  
一掃

(A) 金融機関ノ不備化

(B) 一時ノ資金撤布

(C) 預金ノ取付（「モラトリヤム」ノ懸念）

(D) 疎開等ニ基ク手持現金ノ増大

出所 同前。

(4) 為替政策に関する小笠原三九郎委員意見

(昭和二〇年九月)

為替政策ニ関スル意見

小笠原委員

一、我が為替政策ハ戦後経済ノ根本方針ニ対シテ確立セザル

中央職業紹介所ヲ再設拡充シ、産業転換ニ基ク摩擦的失業ヲ  
防止シ、併セテ労働者ノ生活保障ニ努ムベシ。

戦後ノ不況ニ基ク失業ハソレガ全般的ナル「インフレ」ノ渦  
中ニ起ルコトニヨツテ一層ソノ惨禍ヲ大ニスベシ、コレニ対  
処スル途ハ先ヅ産業ノ転換乃至職種ノ転換ニ基ク失業ノ発生  
ヲ極少ナラシメ、併セテ労働者ノ生活維持ニ最低ノ線ヲ確立  
スルコトニアリトス。

(一) 職業紹介所ハ当分公営トスベシ、但シ従来ノ紹介所  
ノ非効率ハ根本的ニ是正ヲ要ス

(二) 適材適所主義ヲ徹底シ各種ノ包摂的優先制度ヲ撤廃  
スルコト

(三) 賃銀ニ就テハ戦時中ノ乱脈ニ顧ミ、特ニ適正ヲ期ス  
ルコトヲ要ス

編注 本文と同文の意見は、「インフレ対策部会答申要旨 委員 中山  
伊知郎」の表題でタイプ印刷された文書があり（大蔵省資料乙五三  
一—六一〇）、同文書には手書きで、「九月十日」の日付が入って  
いる。

出所 同前。

(3) 「インフレ」不安に関する人心安定措置要目

高橋亀吉委員意見 (昭和二〇年九月)

「インフレ」不安ニ関スル人心安定緊急措置要目

高橋委員

ベカラザルモ賠償ノ内容、貿易ヘノ参加方式、物価水準ヲ何レニ置クベキヤ等ノ諸点明瞭ナラザルヲ以テ茲ニハ差当リ為替政策確立上考慮ヲ要スベキニ、三ノ問題ヲ提示スルニ止ムニ、日本ノ対外貿易ガ当分ノ間物ニヨル賠償金ノ支払ヲ中心トシテ行ハルベキ事態ヲ正視シ為替相場ノ決定ニ当リテモ

(1) 賠償金ノ支払ヲ容易ナラシムルコト  
(2) 国際収支ノ調整適合ニ資スルコト  
(3) 国内経済秩序ニ悪影響ヲ及ボサザルコト  
等ヲ主眼トシテ勸案スベキコト

三、賠償金ノ支払ガ物ニヨリテ為ザルトスルモ其ノ表示ガ如何ナル国ノ通貨ニ依ルヤハ明カナラズ、前大戦独逸ノ例ニヨル時ハ金額ハ円表示ヲ以テナサルモノト一応推測セラレ、此ノ場合円価ガ高位ニ置カルトキハ賠償物資ノ給付ヲ多量ナラシメ円価ガ低位ニ置カルトキハ賠償金額ノ増大ヲ来タスベシ

四、又賠償金額ノ決定ニ当リ其ノ一項目トシテ満洲、支那、南方等外地通貨債務ノ整理ヲ含ムトセバ円価ノ引下ハ賠償金ヲ多額ナラシムルコトトナルベシ但シ此ノ場合ニ於テモ物ノ給付ニヨリ支払ヲナスコトトナラバ円価ガ高位ニ置カルコトハ賠償物資ノ給付ヲ多量ナラシムルコト前項ト異ナラズ  
五、国際収支調整ノ見地ヨリスレバ為替相場ノ決定ハ為替銀行ノ需給ニヨリ日々変動スルガ如キ商業の基礎ニ依拠スルコトヲ避ケザルベカラズ、公平ニ協力ノ基礎の觀念ニ立チ彼我ノ

決定ニヨリテ之ヲ協定スルノ方式ヲ採ルカ、又ハ一率の為替相場ニヨルコトナク複數式為替相場ノ協定乃至ハ全ク為替相場ノ觀念ヲ離レテ物ト物トノ国際的交換ヲナシ得ル協定ニヨル等特別ノ創意工夫ヲナスヲ要スベシ

六、国内経済秩序維持ノ為ニハ不当ナル円価ノ引下ハ「インフレーション」傾向ヲ助長シ国内経済ヲ混乱ニ導ク恐れアリ之ニ反シ実勢以上高位ニ置カルル場合ハ国内産業ヲ圧迫シ輸出貿易ヲ阻害スベキヲ以テ深甚ナル注意ヲ払ハザルベカラズ又朝鮮、満洲、台湾等ノ通貨価値ガ日本円ト等価ヲ超エテ決定セラルトキハ我国経済界ニ及ボス影響深刻ナルモノアルベキヲ以テ為替相場決定ニ当リテハ此点ヲモ重視セザルベカラズ

七、為替相場ノ決定ハ実勢ニ依拠スベキコト勿論ナルモ、我が経済界ノ実情ニ則シ原料其ノ他ノ輸入ヲ容易ナラシムル方策ヲ採ルカ賠償物資其ノ他ノ輸出ヲ容易ナラシムル方策ヲ採ルカニヨリ時期の相当ノ手心ヲ必要トスベシ大体ニ於テ日本円ノ価値ヲ戦前ニ比シ若干低キ程度即一弗五円乃至十円見当ニ決定スルコトヲ得バ為替管理強化ニヨリ相当期間之ヲ安定セシムルコト可能ナリト思ヘル

八、為替管理及其ノ統制ハ当分ニ於テ之ヲ存続スルコトヲ要ス特ニ今後海外ヨリノ邦人引揚ニ伴フ在外資金ノ本邦ヘノ流入ガ我が経済界ニ及ボス悪影響等ヲ防止スル為為替管理法ノ運用ヲ一層適実ナラシムルコト肝要ナリ

備考

連合軍ノ本邦進駐ニ伴ヒ暫定的ノ通貨交換比率ヲ定ムル場合ニ於テモ延イテ将来ノ為替基準トナリ易キヲ以テ内外ノ情勢ヲ考慮シ適當比率ニ取定メ方連合軍側ニ申入ノ要アリ  
出所 同前。

(5) 物価其の他に關する木暮武夫委員意見 (昭和二〇年九月)

一、物 価 物価其の他に關スル参考意見 木暮委員

1 政府ハ悪性「インフレ」防止ノ為ノ通貨政策ニ照応シテ妥當ニシテ徹底セル物価政策ヲ遂行スルタメ強力且ツ二元的担当機關ヲ設置スルコト  
從來ノ如ク物価対策管掌機關多元多岐ニ亘リ曖昧ナルコトハ国民ヲシテ政府ノ物価政策ニ對スル信任ヲ薄カラシメ加フルニ物価ニ對スル安定感ヲ喪失セシムルノ憾頗ル多シ

2 価格形成並ニ其ノ操作全般ニ付キ迅速且ツ機動的ナル運営ヲナスコト  
從來価格形成ハ短キモ半年永キハ一年以上ニ及ビテ價格改訂ヲ要請セル經濟的變動ニ即応セザルタメ其ノ改訂ヲ無意味ナラシムルコト多ク、從ツテ闇値ヲ助長スルノ因少カラズ、加フルニ農産物等ノ季節的地域的操作モ頗ル緩慢遲滞ヲ極メ実効ヲ挙グル能ハズ、今回地方庁ニ広汎ナル例外許可ヲ認メタルヲ機會ニ既往ノ非ヲ抜本的ニ改ムルヲ要ス

3 價格差補償金、奨励金等ニヨル二重價格ノ廃止ヲスルコト  
從來此種補助金等ガ財政膨脹ノ重要ナル素因タリシニ鑑ミ緊縮財政ノタメ此際之ヲ廃止スルヲ要ス、コレニヨル主食糧等ノ値上リニ依ル民生ヘノ脅威發生ノ惧アラバコレガ増産、輸入等ニ依リ或ハ最低賃銀制ノ設置等ニヨリテ其ノ安定ヲ計ルベシ

4 公定價格決定ニ當リテ工業製品ニ付テハ個別的原価計算制ヲ排シ、中庸生産費ヲ基礎トスルコト  
5 食糧増産ノ重要性ニ鑑ミ農産物ニ付テハ從來農林省ノ採用シ来レル中庸生産費ヲ以テ價格決定ノ基準トナスノ弊ヲ排シテ最高生産費程度ヲ基準トナスコト、食糧増産ノタメニハ開墾地、演習場、河川、敷地等ノ劣悪条件ノ下ニ耕作セザルベカラザル今後ニ於テ特ニ然ルコト自明ナリ

6 食糧ヲ除ク他ノ生活資材ノ適正妥當ナル公定價格維持ノタメ價格査定制度ノ運営ヲ強化補充スルヲ要ス  
品質ト照應セル適正妥當ナル價格ヲ指示スル價格査定ノ無キ場合ハ不正粗悪劣等品ハ良品ヲ市場ヨリ駆逐シテ最劣惡品ハ常ニ堂々ト公價ニテ販売セラレ大衆ノ生活感情ヲ惡化セシムルコト明白ナリ、此ノ場合公定價格ハ最高價格ニ非ズシテ最低價格トナルベシ、宜シク都道府県査定委員會ノ運営ヲ強化補充スベシ

二、物 資

- 1 食糧ノ増産ノタメ帰還軍人、軍需工場ヨリノ転換労務、戦災者、疎開者等ヲ就農セシメ既耕地ノ効率増進、不耕地ノ解消、未耕地耕作、未利用食糧資源利用等ヲ計ルコト
- 2 最近ノ主要食糧ノ供出ノ悪化ニ鑑ミ其ノ方法ニ改善ヲ加フルコト
- イ、従来ノ都道府県、地方事務所等官庁ノ強制ニ依ル方法ハ有害無益トナレルヲ以テ部落実行組合ヲ基盤トセル系統農業会ヲシテ各部落、各町村、各郡等ニテ話合ノ上国民相互扶助ノ理解ノ下ニ供出ヲ円滑ナラシムベシ
- ロ、農民ノ生産資材ハ勿論必需物資モ亦原則トシテ系統農業会ヲシテ一元的ニ配給セシメ供出意欲ヲ旺盛ナラシムベシ

ハ、有害ナル各種ノ農産物統制会社ヲ即時廃止シテ農民ノ増産供出意欲ノ昂揚ヲ計ルベシ

- 3 応急ノ措置トシテ軍及軍需省関係、防衛等ノタメ保有シタル食糧、衣料、住宅資材、医療品等ヲ放出シ民需ニ転換セシムルコト

軍ハ主食糧ニ付テハ従来一般民需一日一人三〇〇瓦(二合一四)ニ対シ陸軍六三三瓦(四合五三三)、海軍五七五瓦(四合一)ヲ獲得シ、味噌ハ民一箇月一人二〇匁一四〇匁ニ対シ陸海軍共五九八匁ヲ得、醬油ハ民一箇月一人二合乃至三合七匁ニ対シ陸海軍共九合九匁ヲ得居タリシヲ以テ相当量ノ保有アルコトヲ推定シ得ベシ

ルガ目下ノ処対米為替ヲ如何ニシテ決定スルカハイ、終戦ニヨリ我國經濟ハ構成一変サレソノ見透シ困難ナル状態ニアルコト

ロ、賠償問題、國際貿易ヘノ参加等モ未知數ニシテ國家財政、國際収支等ノ予想ツカザルコト

ハ、国内物価水準ハ各般ノ經濟ノ統制ノ結果人為的ニシテ不自然ナル凹凸アリ明確ニ經濟ノ実相ヲ反映シ居ラザルコト等ノ諸事情ノ為妥當ナル為替ノ基準ヲ定ムルハ殆ド不可能ナリ、強テ実勢ト乖離セル一時的人為的相場ヲ求ムルモ其ノ安定ハ望ミ難ク又却ツテ将来ノ円価ニ悪影響ヲ与フルヲ以テ早急ニ之ヲ求ムルハ敢テ採ラザル処ナリ、然リト雖モ可及的速カニ妥當ナル相場決定ノ要アルハ論ヲ俟タザル処ナルヲ以テ之ガ決定ニ関スル調査研究、資料蒐集ノ為委員會乃至ハ特別ノ機関ヲ設クルヲ要ス。

二、暫定的措置

我國ノ現状ヨリスレバ民生ノ安定ニ絶対必要ナル最小限度ノ食料復旧資材等ハ許サルレバ之ガ移入ヲ望マシク其ノ際為替相場決定ニ至ル迄ニ暫定的ニ如何ニ之ヲ決済スルカハ緊急ノ問題タルベシ。

結局金現送、或ハ「クレヂット」設定等ノ方法ナルベキモ出来得レバ対米「クレヂット」設定ヲ可トスベシ。

弗貨借款ヲ行ヒ會計技術上円貨表示ヲナス要アラバ相場決定迄ハ便宜適當ナル一応ノ換算率ヲ以テ処理シ置カバ暫定策ト

- 4 主要食糧ニ付テハ供出ヲ完了セル以上ノモノ及ビ生鮮食料ニ付テハ一般的ニ其ノ処分ヲ自由ニナスコト
- 軍及軍需工場等ノ大口消費者ノ横暴無キ今日ハ是レ等ヲ自由ニナン、商人ヲ適當ニ復活セシムルコトハ寧ロ民生ノ確保ニ資シ得ベシ、因ニ現在迄ノ大都會地ノ蔬菜配給実績ハ計画ニ対シ二割二分見當、地方ニテハ漸ク三―四分ノ程度ナルベキカ、即チ大部分ハ闊又ハ顔ニヨルヲ実状トス

三、勞務

- 1 勞務者ノ生活安定確保ノタメ例ヘバ最低賃銀制、各種社會保險等生活保障制度ヲ設クルコト
- 2 職業紹介制度ノ公正、親切ヲ保持シ其ノ能率ヲ高ムルコト

- 3 土建工事、産業復興等ニ依リテ勞務ヲ吸収シ完全雇傭ニ近キモノニナスベク努ムルコト

- 4 産業報国会、戦時建設団、勞務報国会等戦時的応急官制機関ヲ即時廃止スベシ

出所 同前。

(6) 為替問題に関する野田哲造委員意見

(昭和二〇年九月)

為替問題ニ関スル意見 野田 委員

- 一、為替相場ノ決定

我國ノ為替相場ハ対米為替ノ決定ニヨリテ解決サルル問題ナ

シテ可ナルベシ。

三、軍票問題

目下連合軍ノ国内ニテ使用セル円貨表示ノ軍票ハ連合軍内部ニ於テハ一弗十五円ノ換算率ニテ処理シ居ル模様ニシテ之ガ比率ハ円貨ノ実勢上妥當ナリヤ否ヤ問題ナルガ之ガ価値引上ハ今日ノ実状ニ於テ不可能ト考ヘラルルヲ以テ寧ロ将来ニ亘リ之ガ比率ヲ維持セシムル様措置スルヲ策トスベシ。

四、金増産ニ関シテ

金ハ國際決済ノ手段トシテ其ノ増産ニ全力ヲ尽ス要アルベキガ之ガ対策トシテハ差詰メ業者ノ採算ヲ十分「カバー」シ得ルガ如キ価格トスト同時ニ生産ニ必要ナル資材例ヘバ、火柴、曹達、選鉱材、坑木、坑夫生必物資等ノ配給ニ万全ヲ期スル要アルベシ、又行政上其ノ所管ハ金生産ノ特質上商工省ノ所管ヲ可トスルモ新タナル重要性ニ鑑ミ大蔵省モ金生産ニ積極的ニ関与スベキ機構上ノ措置モ必要ナリ。

五、対外地為替相場ニ関シテ

南、北、中支、滿洲、台湾、朝鮮等ヨリノ在留邦人ノ引揚ニ伴フ持帰金ノ処理ニ関シ対外地為替相場ノ決定ハ喫緊ノ問題ニシテ総引揚ニヨル一時ニ巨額ノ資金ガ我國ニ流入スルハ我國「インフレ」助長ニ至大影響アリ、勿論持帰金ノ大部分ハ現金化防止ノ措置ヲ講ゼラルトスルモ結局ハ潜在的購買力トナリ将来ニ影響スル処渺カラザレバ其ノ換算比率ハ特ニ慎重ヲ期スルノ要アリ。

六、為替管理  
 為替ハ将来モ強力ニ管理スルノ要アルハ申ス迄モ無キ事作ラ  
 其ノ際特ニ留意スベキハ外国銀行ノ内地進出、外国人旅行者  
 ノ外貨携行トニ関連シテ外貨逃避ヲ防止スル事ナリ、之ガ  
 防止方法ハ実際ニ於テ極メテ困難ト思ハルルニ付今ヨリ研究  
 シ置ク要アルベシ。  
 出所 同前。

(7) 日米為替相場の推算・中山伊知郎委員意見  
 (昭和二十年九月)

日米為替相場ノ推算 中山委員

一、物価ヨリノ推算

- (甲) 卸売物価指数ニヨルモノ (二十年五月)  
 東京卸売物指 米国卸売物指 日米為替相場ニ換算  
 (五〇平均 $\parallel$ 100) (五〇平均 $\parallel$ 100) (戦前 $\text{500円} \parallel \text{三弗7/16}$ )  
 一六八・四 一三五・一 一〇〇円ニ付 一弗ニ付  
 一八弗八〇 五円三三
- (乙) 生計費指数ニヨルモノ (一九年四月)  
 本邦生計費指数 米国生計費指数 日米為替相場ニ換算  
 (五〇平均 $\parallel$ 100) (五〇平均 $\parallel$ 100)  
 一二六・一 一二四・六 一〇〇円ニ付 一弗ニ付  
 二二弗一六 四円三三
- (丙) 主要食料品価格ニヨルモノ (二十年九月一五日)

本邦米穀相場指数 シカゴ小麦相場指数 日米為替相場ニ換算  
 (五〇平均 $\parallel$ 100) (五〇平均 $\parallel$ 100)  
 二二三・六 一四三・一 一〇〇円ニ付 一弗ニ付  
 一五弗七〇 六円三七  
 (註) 本邦ノ物指ハ日銀調、生計費ハ統計局調、米国物指、  
 生計費ハ米国労働統計局調ヨリ換算  
 二、金ノ価格ニヨルモノ  
 本邦産金買入価格(一瓦) 日米為替相場ニ換算  
 (一オンス三五弗)  
 買入価格 三円八五 五円六〇 一〇〇円ニ付 一弗ニ付  
 補償金平均 一円七五 二二弗〇三 四円五四  
 三、銀行券発行高指数ニヨルモノ (二十年八月九日)  
 日銀券発行高指数 連邦準備銀行券 日米為替相場ニ換算  
 (五〇平均 $\parallel$ 100) (五〇平均 $\parallel$ 100)  
 八六二・七 四四八・一 一〇〇円ニ付 一弗ニ付  
 一二弗一八 八円二一  
 (註) 外ニ法幣相場ヲ通ジテノ推算方法アレドコレハ儲備券  
 ト円トノ間相場ガ政策ノ影響ニヨリテ極メテ不安定不台  
 理ナルタメ計算ノ価値ナキガ如シ  
 出所 同前。

(8) 予算見込額・武井大助委員意見  
 (昭和二十年九月)

予算見込額 武井委員

○歳 出(△印減)

- 昭和二十年一般会計予算 二八、九五一 百万円
- 右ノ内ヨリ全減見込額 △一三、二三〇
- 臨時費特別会計へ繰入 一〇、一一三
- 外地特別会計へノ経費補充 一〇一
- 軍事扶助費 二四〇
- 一般経費中価格差補助 二、七七三
- 国庫予備金減額 △三、〇〇〇
- 一般経費補助費中ノ其ノ他減額 △一、四〇〇
- 同其ノ他 △ 二〇〇
- 増加(警察費、社会事業費、教育費) 三〇〇
- 差引 (イ) 一一、七〇〇
- 「特殊経費」
- 復員費ニ対スル利払(備考1) 二〇〇
- 軍需会社等ニ対スル補償金ノ利払(備考2) 四〇〇
- 戦災関係費 三、一〇〇
- 保護救済現金 二、〇〇〇
- 内訳 其ノ他一〇、〇〇〇百万円利払 四〇〇
- 生命保険及救済 七〇〇
- 恩給増加(累年増) 三〇〇
- 傷病兵救護費(備考3) 六〇〇
- 賠償及外地企業補償費利払(七、〇〇〇百万円ノ三分) 二〇〇
- 内地生産品買上 三〇〇

駐屯軍経費

- 四〇万人俸給 九〇〇
- 内訳 食費 三〇〇
- 雑費 一〇〇
- 特殊経費合計 (イ)+(ロ) (ハ) 六、八〇〇
- 歳出総計(イ)+(ロ) 一八、五〇〇 百万円
- 現在見込(専売収入共) 一四、〇〇〇
- 新規財産税(備考4) 三、四〇〇
- 戦時財産増加税、専売収入増、消費税増 一、〇〇〇
- 歳入総計 一八、四〇〇
- 備考 1 第一年三百万名(第二年二百万名、第三年百万名)
- 名分
- 食料、俸給 二二億円
- 輸送費及雑費 五億円
- 退職手当(今後ノ分) 二〇億円
- 計 四七億円ニ対スル利払
- 2 命令施設買取、疎開其ノ他費用二百億円ノ半額ニ  
 対スル利払
- 3 除隊後費用一名五〇〇円ノモノ百万名 五億円  
 一〇〇円ノモノ百万名 一億円
- 4 課税対象タル財産千七百億円ノ一割百七十億円ヲ  
 計 六億円

五年分割払トス（一割五分トスレバ、五十一億円）

編注 歳出の計数が突合しないが、原表のまま。  
出所 同前。

(9) 財政緊急対策・高橋亀吉委員意見

(昭和二〇年九月八日)

① 財政緊急対策(昭二〇・九・八)

高橋委員

戦争そのもの及び「ボツダム」宣言に基く我が経済国力の低下甚大なる事実を銘記し、且つ現下の「インフレ」問題の中核が財政収支の均衡如何に在ることに鑑み、緊急対策として、政府は現行予算及び来年度予算につき、不取敢左の如き措置を講ずべし。

第一、昭和二十年度予算に対する緊急措置

(一) 終戦の事実、及び国力低下の事実に対応して、此際、政府は、中央及び地方の財政につき、極力経費を節約し、且つ、予算外国庫負担契約につき、新事態に即応して其の国庫負担を極力軽減する措置を講ずること。

(二) 臨軍費の監督を速かに大蔵大臣の下に置き、その濫費を嚴重に取締る措置を講ずること。

第二、昭和二十一年度予算に対する緊急措置

(1) 普通歳出(特殊経費、並に復旧復興費の公債利子を含む)

(一) 方針

- (4) 其他の補助金は之を大約三分の一に減額する目途の下に大整理を断行すること。
- (5) 官吏の定員を少くとも現行の二分の一程度に減員すること。

右減量を可能ならしむるが如く行政機構及び運営方針を改革すること。

(6) 恩給及年金に再検討を加へ、その過大財政負担を軽減する措置を講ずること。

(7) 現行地方分与税に対し、新事態に即して再検討を加へること。

(8) 現行税制及び税率は、二十一年度に於ては差向き之を原則として続行するも、二十二年度に於ては、新事態に即せる税制の一大改革を断行する措置を講ずること。

(9) 二十一年度の歳入不足を補ふ為、不取敢、大約五十億円内外の増収を目途として、一方に新に財産税を設け、他方酒税、物品税の増徴、煙草、塩等の専売収入の増大を図ること。

欄外 ②二〇・九、二八配布  
出所 大蔵省資料乙六〇四―二九。

(10) 終戦後の租税政策に関する中村三之丞委員意見

(昭和二〇年九月一〇月頃)

終戦後ノ租税対策

中村委員

は、之を蔽に普通歳入を以て賄ふ大方針を確立し、歳出の一大削減と歳入の増収措置を断行すること。

(2) 復旧復興費は、公債支弁とするも、公債発行額は、之を蔽に国民の消化力以内に限定するの方針を確立し、苟も、此の為通貨の膨脹を来たさしめざる措置を講ずること。

(3) 戦災関係費、軍需会社、在外会社等に対する補償金、復員費等についても、右の趣旨を遵守すること。但し右趣旨の実行が二十一年度に於ては至難なる場合には、之を少くとも二、三年内に実現する措置を講ずること。

(4) 少くとも今後五ヶ年に亘る財政計画を確立し、財政の基礎を鞏固にすること。

(5) 歴大なる公債現在高を減額し、財政基礎を鞏固にし、民間企業力を活用する為官業及国有財産を民間に払下げることを。

(6) 地方財政に付ても中央財政と同様の趣旨に依り極力緊縮を図ること。

(7) 要領

(1) 従来の継続費は此の際総て之を白紙に戻し、新事態に即して再検討すること。

(2) 予備金をX億円程度に迄縮減し、経費の支出に慎重を期すること。

(3) 価格差補償金(米麦等を含む)は原則として之を撤廃すること。

(4) 戦争ハ、非常ノ措置ヲ以ツテ、終リヲ遂ゲタ。我國ノ重大ナル負担ハ、賠償ノ履行デアツテ現有ノ経済力ト将来ノ経済力トヲ、コレニ注グベキ運命ニアル。シカモ賠償ハ敗戦國ニトツテハ、飢餓輸出ノ危険ヲ包蔵シテイルモノデアアル。モトヨリ、戦勝各國ト雖モソノ経済的復興ト就業対策ノタメ、新ナル國際貿易ノ振興ヲハカラナケレバ、ナラヌ立場ニアルカラ、我國ノ経済力ヲ活用スルコトニナラザルヲ得ナイデアラウ。ソコデ、経済建設ヲ進メルタメ、租税政策ハ操作サレナケレバ、ナラヌ。我國ノ今後ニ發展セシムベキ産業ガ所謂平和産業デアルトスレバ、租税ハコレニ障碍ヲ与ヘナイ役割ヲモツコトナリ、平時ニ於ケル租税臨時措置法ノ如キモノガ要望サレ、単純ナル増税政策ハ考慮ヲ要スル。場合ニヨツテハ、整稅的措置ヲ講ジツツ、平和産業ノ振興ヲハカリ、税源ノ培養ニ努メナケレバ、ナルマイ。インフレ対策ノ一環トシテノ租税政策ハ、重要デアアルガ、我國現下インフレ対策ノ第一歩ハ、戦後ノ衣食住ヲ確保スル国民生活ノ安定ニアル。コレガ実現シテコソ、租税ノ貯蓄ハ意義ヲモツコトナル。戦時ニ於テハ、税率ノ一律的ナ引上ハ、策ノ得タモノデアツタ。何故ナラバ、激増スル戦費支弁ノ緊急ニ応ズルコトガデキルカラデアアル。シカモ我國ノ戦時増税ハ、コレ等ヲ断行シ、最高限ニ達シタ税率モアリ、ソレニ國民ハヨク耐忍シテキタノデアアル。ケレドモ他方ニ於テハ、頻リニ脱税ガ行ハレ、税抜ケ買溜買漁リヲ起シ、課税瘦レモ多ク、所期ノ目的ヲ達シ

ナイモノモアツタノミナラズ、納税思想ハ歪曲セラレタノデア  
ル。戦後ニ分類所得税、酒税、物品税等ノ税率引上ヲ主張スル  
向モアルガ、戦時ノ如ク無条件ニ同意ハデキナイ。戦争中ノ空  
襲被害ハ、国民負担能力ニ痛撃ヲ与ヘテイル。コレガ回復サレ  
ルマデ、税率引上ニヨル増税ハ待機スベキデアルト考ヘル。マ  
タ、酒税ヤ物品税ヲ引上グルコトハ妥当ノヤウニ見エルガ、引  
上ノ限界ヲ失スルト、徒ラニ脱税ト闇相場ノ昂騰ヲ招クニスギ  
ナイ。コレハ過去ノ経験ニヨツテ明白デアアル。却ツテ、税率ヲ  
引下ゲテ取引ノ増加ヲ促ストモニ民需品ノ増産ヲハカルコト  
ガ税収入ヲ確保スル近道デアアル。新税トイツテモソノ対象トナ  
ルベキモノノ中ニハ、空襲ニヨツテ災害ヲ蒙ツテイルモノガ多  
イカラ、イマ直チニ創設スルコトモ困難デアアル。

(一)

シカラバ、国庫収入欠陥ヲ如何ニ補填スルカノ問題ガ残サレ  
テイル。政府ノ発表ニヨレバ、戦災ニヨル租税収入減ハ、四十  
億円ノ巨額ニ上リ、消費物資ノ減退ニヨル消費税減収モマタ二  
十億円ニ近イトイハレル。サレバ本年度租税収入予想額百四十  
億円ハホボ半減スル。コレハ、国庫ニトツテハ、相当ノ打撃デ  
アル。顧ルニ、終戦ノ昭和二十年度総予算額ハ千億円ヲ超エテ  
イルガ、コノウチ、臨時軍事費ハ、八百五十億ニ達シテイル。  
シカシ我国ハ、ポツダム宣言履踐ノ結果、戦後軍備充実費ハ、  
全く不要デアリ、我国コソ真ノ和平財政ヲ編成スル国家ナノデ  
アル。一切ノ戦後建設費ハ少ナカラザル額ニ上ルトシテモ、戦

争中膨脹シタ予算ヲ極力圧縮整理シテ、国庫収入ノ現状ニ即応  
スルトトモニ、公債ニ依存スベキデアアル。コレガ為、戦後貯蓄  
ノ地位ハ、戦時ト同ジク重要デアアル。尚ホ、公債発行ニ就イテ  
ハ公募ヲ原則トシ、日銀引受ハ補充ノ制度トナスベキデアアル。  
私ハ、終戦直後ノ二十一年度平時予算編成ニアタツテ、大規  
模増税ハ事実不可能デアルトイフ所論デアアル。モトヨリ、努  
メテ、現行税制ノ下ニ、租税収入ヲ確保スベキコトハイフマデモ  
ナイ。

(二)

先ツ、税務機構ヲ整備スルコトデアアル。戦後ニハ、戦時中ノ  
人手不足ハ解消スルカラ、優秀ナル人物ヲ多ク採用シ、比較的  
不整備デアアル地方並ニ農村等ノ方面ニ配置シテ、経済力乃至所  
得力ノ変化トソノ把握トニ対処スルコトデアアル。戦時緊急措置  
法ニヨル予算課税制度ヲ適当ナル方法ヲモツテ恒久化スルコト  
デアアル。戦時中停止セラレテイル諸税ヲ復活スル方途ヲ当然ニ  
講ズルコトデアアル。競馬ガ再認サレ、電気ガスノ使用ガ自由ト  
ナリ、建築ヲ広く許スコトニナレバ、相当ノ収入モ生ズルデア  
ラウ。繊維工業ガ再興サレ、織物ノ生産ト消費トガ増加シ、砂  
糖ノ輸入ガコレマタ許サレルナラバカカル消費税ハ、自然ニ増  
収トナル。健全ナル大衆娯楽ヲ奨励シテ入場税ノ収入増ヲハカ  
ルコトモデキ国内ノ鉄道交通ヲ復興整備スレバ、通行税ハ増シ  
テクルニチガヒナイ、無理シテコノ際増税スルヨリモ、平和經  
済ト平時生活トノ發展向上ヲハカルナラバ、増収ハ円滑ノウチ

ニ達セラレル。

戦後、コトニ敗戦シタ後ノ重要問題ノ一ハ、国民思想ノ動向  
デアアル。租税ハ金銭ノ問題デアルト同時ニ思想ノ問題デアアル。  
租税ニ対スル国民的感情ヲ一步悪化セシメルナラバ、取り返シ  
ノツカナイコトニナル怖レガアル。率直ニイツテ、最近税務官  
僚ニ対スル国民ノ感情ハヨクナイ。税務官庁ハ、能率的デアリ  
民意ヲ重ンジ、税務官吏ハ親切丁寧デナケレバナラス。カクシ  
テ租税ニ対スル国民ノ認識モ高マリ、喜ンデ納税スルコトニナ  
ルデアラウ。

編注 本文(謄写印刷)には日付がなく、また、前出の(一)(二)のよ  
うに「甲号」として意見書中に集録されていないが、資料綴の順序  
からみて、九月、あるいは一〇月初旬に提出されたものと推量され  
る。

出所 大蔵省資料Z六〇四―二九。

3 委員会審議経過、討議資料

(1) 戦後対策委員会第一回合同記録

(昭和二十年九月一日)

戦後通貨対策委員会第一回合同記録

一、日時 昭和二十年九月一日(土) 自午後三時至五時半

一、場所 大蔵省特別会議室

一、出席者 (委員会) 賀屋委員長 太田副委員長以下各委員

(石山・原委員欠席)

(大蔵省) 山際次官 湯本財務官 植木専売局長

官 式村金融局長 中村主計局長 池田主税局長

長 深沢印刷局長 今井貯蓄局長 野田金融局長

次長 福田官房長 愛知文書課長 伊原資金統

制課長 吉岡事務官

一、配布資料

(一) 戦後通貨対策委員会設置ニ関スル件

(二) 戦後通貨対策委員会諮問第一号

(三) 昭和二十年度予算実行計画ニ関スル件

(四) 昭和二十一年度予算編成ニ関スル件

(五) 事業資金調整暫定標準ニ関スル件

(六) 買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル件

一、議事録

(一) 賀屋委員長開会ヲ宣シタル後委員長就任ノ挨拶ヲ為シ次  
テ津島大蔵大臣臨時閣議ノ為山際大蔵次官大臣挨拶ヲ代読  
ス

(二) 賀屋委員長ヨリ本委員会ノ性質ニ関シ別紙「戦後通貨対  
策委員設置ニ関スル件」ヲ説明、委員会ノ運営上理事会ノ  
設置ヲ諮リ全員ノ賛成ニ依リ左記委員ヲ理事ニ指名ス  
裏松友光 田村秀吉 小笠原三九郎 入間野武雄 高橋  
亀吉 野田哲造 新木栄吉

尚本委員会ノ庶務其ノ他大蔵省側ノ連絡ハ愛知文書課長及  
吉岡事務官ニ之当ル旨委員長ヨリ紹介アリ

(三) 次デ賀屋委員長ヨリ諮問第一号ヲ紹介、戦後通貨対策ノ  
問題ハ単ニ通貨ニ止ラズ経済全般ニ亘リ極メテ広汎ナルヲ  
以テ先ヅ問題ノ所在ニ付各委員ノ發言ヲ願ヒ度旨希望ス

(四) 尚右諮問ニ関スル協議ニ入ルニ先立テ政府側ヨリ最近ノ  
情況並ニ之ニ対シテ実施セル方策ヲ説明ヲ聴取スルコトト  
シ中村主計局長、式村金融局長及久保外資局長ヨリ各所管  
事項ニ関シ別紙ノ如キ説明及之ニ対スル委員ヨリノ質疑応  
答アリ

(五) 次デ本委員会ノ運営方法、協議ノ対象等ニ付懇談ニ入り

中島委員ヨリ「戦後通貨対策ハ復興費等ヲ含ム新ナル予算

ノ規模、軍需事業ノ民需事業ヘノ転換ノ程度、民需事業ノ  
規模、軍需事業、海外事業ヘノ補償、戦争保険金ノ支払、  
実物賠償ノ内容、対外為替、国際貸借等根本問題ニ或ル程  
度ノ見透シヲモチ大体ノ資金収支ノ程度ヲ前提トスルヲ要  
シ、ポツダム宣言ヲ自主的ニ解釈シ連合國ト折衝スル基礎  
トナルベキ根本案ヲ作成スルコトトシテハ如何」

松村委員ヨリ「問題ノ焦点ヲ明カニスル為早イ機会ニ委員  
会ヲ二、三回開催シ自由討論シテハ如何」

松村、丹波委員ヨリ「連合國軍ノ使用通貨ニ関シ至急対策  
ヲ考究スル要アリ」

裏松委員ヨリ「從來ノ各種委員会ノインフレ対策根本論ノ  
蒸シ返シヲ止メ緊急実行スベキ具体案ヲ作成スル要アリ」

西川委員ヨリ「現在一般ノ不安ハ根本問題ニ対スル不安ヲ  
原因トス此ノ國民不安ヲ解消スルノ要アリ能率的ニ至急委  
員会トシテノ意見ヲ纏メ政府ニ進言或ハ國民ニ周知セシメ  
テハ如何」

小汀委員ヨリ「一般ニ漠然ト流布サレアル平価切下不安ニ  
対シ委員会トシテ不安解消ノ方法ヲ講ジテハ如何」

高橋委員ヨリ「根本問題モ無論大切ナルモ根本施策ヲ実行  
シ得ル迄ノ状態ニ移行セシムル為当面緊急ニ為スベキ準備  
対策モ緊要ニシテ、病人ノ手術ヲ可能ナラシムル為先ヅ安  
静ニスルノ要アル如ク差当リ経済秩序維持ノ為根柢ナキ不

安ニ対スル説明等種々ノ施策必要ナリ」

等ノ諸意見アリ  
山際次官ヨリ「大蔵省トシテハ根本問題モ是非御審議願ヒ  
度モ研究ニ相当時日ヲ要スベク差当リ今後インフレ対策ト  
シテ直ニ着手スベキ緊急対策ニ付御審議願度」旨ノ希望ア  
リ

賀屋委員長ヨリ根本問題ノ研究ト共ニ緊急ヲ要スル問題ヲ  
採リ上げ問題毎ニ小委員会ニ移スコトトシ差当リインフレ  
対策ニ関シ部会ヲ設置シ度旨提案シ同部会ノ委員トシテ左  
記委員ヲ指名ス

裏松友光 矢吹省三 中島弥団次 小笠原三九郎 木暮  
武太夫 石橋湛山 高橋亀吉 武井大助 中山伊知郎  
新木栄吉

(六) 賀屋委員長ヨリ次回ハ九月十日(月)午後一時ニ開催ス  
ルコトヲ提案決定シ午後五時半散会ス

一、尚委員会散会後理事、及インフレ対策部会委員協議ノ結果  
理事会ハ九月七日(金)正午ニ開催スルコトニ決定、インフ  
レ対策部会ハ九月三日(月)正午ニ開催、部会長ハ矢吹委員  
之ニ当ルコトニ決定セリ

編注 配布資料(一)は七一ページ資料(1)(2)、(四)は一〇三ページ  
資料(1)(2)、(四)は一〇五ページ資料(3)、(六)は一〇九ページ  
資料(4)に所収。

出所 大蔵省資料乙五三一六一〇。

(2) 第一回インフレ対策部会記録

(昭和二年九月三日)

第一回インフレ対策部会記録

(九月三日正午ヨリ三時迄於大蔵省特別会議室)

- 出席者 太田副委員長 矢吹部会長 裏松 中島 小笠原 石橋 高橋 武井 中山 新木各委員 (木暮委員 欠) 外ニ入間野 田村両理事
- 大蔵省側 金融局長其ノ他関係官傍聴

一、概況

先ヅ戦後インフレ必至ナリヤ否ヤニ付検討シ、次デ戦後インフレノ原因ヲ討論セルガ差当リノ措置トシテ巷間ノ流説タル平価切下等ニ関シ政府ヨリ声明ノ發表ヲ要望スルコトトシ高橋、新木両委員ニ起草ヲ委嘱シ散会セリ(尚次回ハ明四日午後二時ヨリ開催)

一、各委員討論要旨

石橋委員「インフレ必至ノ前提ヲ論議サレ居ルモ先ヅインフレ必至カ否カラ検討シ、インフレガ起ルトセバ如何ナル原因カラ研究スレバ自ラ対策ヲモ生ズベシ、私ハ寧ロデフレ傾向トナルト思考ス」

各委員ヨリデフレ傾向ニナルトノ論ニ反対意見アリ結局更ニ石橋委員ヨリ詳細ノ説明ヲ聴取スルコトトナル

石橋委員「今後ノ状況ヲ予測スルニ軍需企業ノ補償金其ノ他

収入金ハ負債ヲ払ヒ残額ハ大体給与ニ支払ハレ勤労者ニ入ルガ勤労者ハ失業見込ヨリ退職ノ際ノ一時の収入及戦時中ノ預貯金等蓄積等ヲ一時ニ支出スルコトナク寧ロ前途不安ヨリ生活ヲ切下グベシ又会社解散等ニ依ル株主ノ収入ハ元來生活費ニハ向ヘズ結局全般的ニ消費減退ノ傾向ヲトルベシ

平和産業ヘノ転換ハ氣迷ヒニテ活発ナラズ金融界、事業界共ニ相当期間不安定ノママ活動ヲ開始セザルベシ

財政ニ関シテハ一般財政ハ公債ニ依ラズ收支均衡ヲ要シ賠償ハ設備撤去等最初ノ一時のモノハ公債ニ依ルモ年々ノ賠償ハ租税等ニ依リ公債ニ依ラザルコトトシ復員又復興ニ関シテハ公債ニテ賄フコトトス

要スルニ原則トシテ收支均衡ヲ確保スルヲ要ス、之ヲ破ルトキハ破局ニ陥ルヲ以テ確保セラルルヲ確信ス

右ノ結果一般的ニデフレ傾向強ク寧ロ政府ノ復興事業失業救済事業必要トナルベシ

中山委員「石橋氏ノ説ハ財政均衡ヲ前提シテイルガ財政均衡ハ戦後ニ於テ極メテ困難、自主的政策ヲトリ得ザル戦敗國ニ於テ殆ンド不可能ナリ」

中島委員「財政均衡ニ付具體的ニ考ヘルニ陸軍ヲ含ム戦時支出ヨリハ、賠償、補償、保険、失業対策、復興等ヲ含メテモ支出ハ減少スベキモ、他面収入ハ激減スベク大東亞ヨリ旧日本ヘノ予算基盤、生産力ノ縮少ヲ考ヘルトキ均衡ハ先

ヅ望ミ得ズ更ニ進駐軍ニヨル人心不安、失業ニヨル社会不安、食糧問題、帰還兵士ノ不安等政治不安激化スベク、之ニ対スル政府ノ統制力ハ、政府絶対不信任ノ民心ニ対シ弱

化セザルヲ得ズ、結局政治力ノ問題タルインフレハ不可避ナルベシ」

石橋委員「ボツダム宣言ニ依ルモ賠償ハ日本ノ生産ヲ破滅スルガ如キコトナルベシ、又財政均衡ハ絶対ニ堅持スベク之ナクシテインフレ防止ノ方法ナシ、財政均衡ヲ前提セズシテインフレ対策論議ノ余地ナク是非共財政均衡ヲ堅持スベシ」

高橋委員「石橋説モ放置スレバインフレトナルコトニ於テハ皆ト意見一致インフレ防止可能ノ程度ニ付テハ意見一致セザルモ或ル程度防止ノ可能性アルコトハ之又意見一致シアリ

依テインフレ防止ノ対策当面ノ問題ニ入ルヲ適當ト考フ、インフレニテハ経済実体ノ問題ト共ニ国民ノ懸念、不安自體ガ問題、乗員ガ騒ガバ彼岸ニ着キ得ル舟モ沈没ス、国民ノ不安ヲ解消鎮静シ経済秩序混乱ヲ防止スルコト緊要ナリ、国債、預金ノ切下、食糧問題、株式市場、為替換算率等ニ関シ国民ノ不安解消ノ方法ヲ至急トルノ要アルベシ」

裏松委員「通貨ニ対スル不安ノ空氣強シ何等カ通貨不安ヲ解消スル手段必要ナリ」

小笠原委員「財政均衡ガ重要ナルコト意見一致、依テ財政均

衡ヲ得ル様ニ財政、金融ノ具體的方策ヲ個々ニ検討シテハ如何」

石橋委員「金融、為替等各個ノ問題ニ付委員ノ誰カガ具體案ヲ建テ之ヲ各委員ガ検討シテハ如何」

部会長「当面ノ緊急対策ニシテスグ具体化シ得ルモノヲ提案願度」

石橋委員「差当り問題トシテハ平価切下ニ対スル人心不安ヲ即急ニ解消スルノ要アリ」

中山委員「平価切下ハヤラナイトスル可能性アリヤ、理論的ニ平価切下ナキヤ」

裏松委員「學問的ニ平価切下ナキヤ否ヤニ拘ズ、当面ノ人心不安ヲ鎮静スル為ニ政治的ニ対策ノ要アリ」

各委員ヨリ種々發言アリ結局巷間ニ流布サレアル平価切下、新紙幣ノ發行等ハ理論的、實際的ニモアリ得ザルヲ以テ人心安定ノ方策ヲ必要トスルニ一致セリ

次デ人心安定ノ為ノ方策ニ付聲明ノ取扱ニ付大臣談、次官談、大臣ノ議會答弁、委員会發表トスルカ等々各種ノ意見アリ、トモカク發表ノ取扱ハ大蔵省ニ一任スルコトトシ部会トシテ一文ヲ作成スルコトトシ高橋、新木起草委員ニ於テ別紙(省略ノ編者)ノ一案ヲ起草セリ

編注 別紙は第二回部会で承認され、大蔵省に提出された(七二ページ所収資料(3))。

出所 同前。

(3) 第二回インフレ対策部会記録

(昭和二〇年九月四日)

第二回インフレ対策部会記録

(九月四日午後二時ヨリ四時半迄)  
於 大蔵省特別会議室

出席者 太田副委員長、矢吹部会長、中島、小笠原、石橋、武井、新木各委員、外ニ入間野理事

(大蔵省側)

津島大蔵大臣、山際次官、式村金融局長、中村主計局長、野田金融局長、愛知文書課長、河野第一課長、阪田第二課長

二、概況

第一回部会ニ於テ高橋、新木両委員ニ起草ヲ委嘱セル声明案ヲ承認、大蔵省ニ伝達スルコトトシ次ニ財政均衡ノ問題ニ付主計局長ノ説明ヲ聴取セル後検討シ次デ出席セル津島大蔵大臣ト懇談ヲ遂ゲ次回迄ニ財政問題ニ関シ石橋、武井両委員ニ案ノ作成ヲ委嘱シ散会セリ(次回ハ明五日後一時半ヨリ開催)

一、部会経過概要

矢吹部会長所用ノ為小笠原委員之ニ代リ座長トナリ先ヅ声明案ニ付新木起草委員ヨリ説明アリ之ヲ承認政府ニ伝達スルコトトセリ

入間野委員「現在ノ所得税ハ単ナル増率ハ不適當、綜合所得税ノ範圍縮少、分類所得税率ノ引上等考慮スベシ、酒税等ハ相當増徴可能ナルベシ」

小笠原委員「増税ハ二十年度ノ予算編成ニ間ニ合セ次ノ議會ニ提出スルコト技術的ニ困難ナルベキモナルベク早く実行ノ要アリ」

石橋、中島委員「特別会計ヨリ一般会計ヘノ歳入繰入ハ不能ナリヤ、鉄道、郵便電信、電話、専売、山林、原野等國民財産ノ民間私下、民営ヲ考慮スベシ」

次デ出席ノ津島大臣ト懇談ニ入ル

津島大臣「民心安定ノ要アルトノ御意見尤ナリ、議會及本委員会ノ開催前ナル為控テ居タモノニテ議會ヲ通ジ經濟全般ニ付綜合的意見ヲ発表ノ予定、議會ニテ不可能ナラ直後ニ適當ナ機會ヲ得テ発表致シ度」

中島委員「國民ハ今後ノ經濟ノ帰趨ニ対シ極メテ不安ナル氣持ナルニ戦後政府ハ何等発表シ居ラズ是非発表サレ度」

津島大臣「連合國トノ交渉経過ノ如何ニモヨリ発表シ得ザリシ点モアルガ至急綜合的意見ヲ発表ス、但シ応急的施策ハ実行シテ、事業資金調整暫定標準モ発表、大体ノ方向ハ示シテ、民間モ徒ニ萎縮セズ自主的ニ活動願ヒ度」

石橋、中島委員「標準結構ナルモ資金ノミデナク商工、厚生省ノ物資、勞務統制モ之ニ歩調ヲ合セテ貫ヒ度」

津島大臣「經濟關係會議ヲ行フコトトシ促進シテアリ」

次デ中村主計局長ヨリ別紙昭和二十年度一般會計歳出予算重要経費別表及補助費分類表ヲ説明、質疑アリタル後今後ハ財政均衡ノ堅持重要ナルヲ以テ財政ノ各項目ニ付検討ス

小笠原委員「二十年度予算ニアル價格差補助金ハ價格ニ織込ムベキニシテ大体今後不必要ト思ハレル、米ニ付テハ問題アルベキモ之モ家計費中ニ占ムル比重等ヨリ漸次價格ニ織込シテ差支ヘナク、此ノ結果二十七億ノ支出削減可能ナリ、此ノ外直接戦争遂行ニ必要ナリシ経費ハ徹底的ニ削減スベシ」

小笠原、石橋委員「行政ヲ能率的ニ改善シ思ヒ切ツタ行政整理ヲ行フベシ」

矢吹部会長座長トナル

武井「昭和二十一年度歳出ノ見透ハ賠償ソノ他ヲ含メ大体二百五十億円程度ニ止マルト思フモ如何」

小笠原、石橋委員「是非三百億円程度以下ニ止ムベシ」

小笠原委員「歳入ハ激減スベキ処増税及新税ハ次ノ議會ニハ困難ナルベク専売収入ノ増加ヲ図ル余地アリ砂糖専売ヲ考慮シテハ如何」

石橋委員「専売ハ対外的ニ如何カ、対内的ニモ対外的ニモ此ノ際至急増税、財産税等租税増徴ヲ断行スルコト適當ナリ」

武井委員「財界モ覚悟シテアリ財産税、消費税其ノ他増税ヲ至急次ノ議會ニテモ断行スベシ」

太田、中島委員「議會後議員ノ帰郷前ニ適當ナル機會ヲ作り意見発表願ヒ度」

津島大臣「本委員会ノ意嚮ハ単ニ聞キ置クトイフ拔テナイ重要ナモノハ閣議決定トシスグ実施シ度本委員会ニ非常ニ期待シテアリ

糞ニ問題トサレタル財政均衡等モ至急採リ上ゲ本委員会トシテ經濟全般ノ観点ヨリ重要ナルコトヲ決定シテ貫フコト大蔵省トシテモ好都合ナリ」

太田、矢吹委員「御期待ニ添フベク至急審議ヲ進メ具體的意見ヲ決定スベシ」

石橋委員「米軍ノ使用通貨ノ問題如何進行シ居ルヤ」

津島大臣ヨリ詳細説明アリタルモ特ニ省略

太田委員「連合國ノ交渉ニ付外務省ノミニ委セルハ不適當ナリ各省其ノ他専門家ヲ活用シ直接強力ニ交渉願度之ハ一般ノ空氣ニ付特ニ伝達ス」

津島大臣「御趣旨尤ニテ本土ニ於テ國民生活全般ニ亘ル交渉ハ最初ノコトニテモアリ今後ノ交渉ハ國ノ総力ヲ拵ゲテ為スベキモノト思考シテアリ」

本日ノ財政均衡ニ関スル問題ニ付石橋、武井両委員ニ於テ次回迄ニ案ヲ起草スルコトトシ散会セリ

出所 同前。

(4) 第三回インフレ対策部会記録

(昭和二〇年九月五日)

第三回インフレ対策部会記録

(九月五日午後二時ヨリ四時半迄)  
於大蔵省特別会議室

- 一、出席者 矢吹部会長、裏松、石橋、武井、新木各委員、入間野理事

(大蔵省側)

式村金融局長、池田主税局長、中村主計局長、野田金融局長、河野主計局第一課長

一、概況

石橋、武井両委員ニ起草ヲ委嘱セル財政ニ関スル案ヲ主計、主税両局長ノ意見ヲ聴取シツツ検討決定シ次デ金融問題ニ関シ意見ヲ交換シ新木委員ニ次回迄ニ案ノ起草ヲ委嘱シ散会セリ(尚次回ハ七日午後二時ヨリ開催)

一、経過概要

石橋委員ヨリ起草案各項目ニ付説明シ武井委員ヨリ左ノ如キ昭和二十一年度予算推算ノ試案ヲ説明セリ

- (一) 先ヅ昭和二十一年度一般会計歳出予算(計二八九億円)重要経費中ヨリ臨軍(一〇一億円)外地ヘノ補充(一〇億円)軍事扶助費(二四億円中五億円)予備金(四二億円中三〇億円)補助費(五六億円中三〇億円)等ノ削

減ニヨリ一三億円トナリ、之ニ増加経費トシテ警察費一億円、社会政策、教育費三億円ヲ加ヘ合計一一七億円トミル

(二) 次ニ終戦ノ結果要スル経費トシテ

- (1) 軍人退職経費一人当千円六百万人トシテ六〇億円ノ内 三〇億円
- (2) 軍需会社退職経費一人当五百円五百万人トシテ二五億円ノ内 一六
- (3) 軍需会社補償資本金二〇〇億円ヨリ一〇〇億円トシテ利子 四
- (4) 保険金
- (イ) 火災、一戸当二千円二百万户トシテ四〇億円ノ内 二〇
- (ロ) 死傷、一人当千円六十八万人トシテ 七
- (5) 恩給年金ノ増加 八二

(三) 更ニ対外関係ノモノトシテ

- (1) 賠償物資買上 五
- (2) 外地企業補償七〇億円ノ利子 二
- (3) 駐屯軍経費一人当食費雑費日本ノ二倍トシテ七百円四十万人分 三
- (4) 其ノ他 一

計 一

四 右(一)及(三)ヲ合計二二〇億円トナル

(四) 右歳出ニ対スル歳入ハ

- (1) 現在ノ税制ニヨル税收 一三九億円
- (2) 財産税 四〇
- (3) 専売収入 二一

計

二〇〇

(内) 右ニヨリ歳入歳出ノ差額ハ一〇億円ニ止ル尚復興関係経費ハ右以外ニ公債支弁ニヨルモノトス

右案ニ対シ主計局長ヨリ軍人退職経費ハ既ニ臨軍ニ依リ大体支出済ナルコト、野田金融局長ヨリ駐屯経費ニ付食糧ハ携行スルコト及米軍将士ノ日給相当高額ナルコト、池田主税局長ヨリ財産税ハ預金ヲ除イテハ考ヘラレズ預金ニ手ヲツケルカ否カ問題、更ニ一般税収モ現在ノママデハ約五〇億円減収ノ見込、所得税、消費税ノ引上デニクカ財産税デニクカ問題ナル旨説明アリタリ

石橋委員「財産税ハ技術的ニ困難ナルベキモ大所得者ニ負担ヲ重クスルデエスチニア必要ナルベシ」

新木委員「地方財政ノ緊縮モ必要ナルベシ」

其ノ他租税ニ関スル意見交換ノ上財政ニ関スル案ヲ一部修正ノ上別紙(別紙は次掲資料(5)——編者)ノ通決定セリ

次デ金融問題ノ討論ニ入り株式会社市場再開問題ニ関シ各委員ヨリ発言アリ、人心安定ノ為ナルベク早く再開スベキモ再開後混乱シテハ意味ナキヲ以テ企業補償、賠償等アル程度ノ見透モツキタル時ナルベク早く再開ヲ可トシ其ノ際ハ昂騰、暴落

ナク挺入モ其ノ必要ナカルベキ旨意見一致セリ  
新木委員「軍需会社ノ整理期間中ニ於ケル従業員給与ノ為ノ資金融通ヘインフレ対策上問題ニシテ労務対策ト相俟チ方針決定ノ要アリ又営団統制会所有物資ニ対スル資金融通相当アルモノノ物資等ト一括計画的ニ処理セバ資金収縮ノ上効果アルベシ」

次デ産業資金放出ニ関シ  
新木委員「産業資金放出ハ相当調整ノ要アリ金融機関ノ自治統制ニ委ヌベシ」

入間野理事「銀行ノ産業指導ノ昔ニ返スコト適當ナリ」  
石橋委員「技術者其ノ他各種ノ人材ヲ集メ金融機関共同ノ産業ニ関スル大調査企画機関ヲ設置スベシ」

等ノ意見アリ次回迄ニ新木委員ニ金融ニ関スル案ノ作成ヲ委嘱シ散会セリ

出所 同前。

(5) 財政対策に関するインフレ対策部会意見

(昭和二〇年九月五日)

(戦後通貨対策委員会インフレ対策部会)  
二〇、九五

一、財政支出ガインフレーション激化ノ一大要因タルニ鑑ミ極力其ノ縮減ヲ図リ、復旧復興ニ要スル経費以外ハ普通歳入ヲ以テ支弁シ得ル如ク按画スルコト

二、歳出予算中補助費ニ付テハ其ノ大半ヲ削減スル目途ヲ以テ再検討ヲ加フルコト、殊ニ価格差補助金ニ付テハ国民生活ニ直接関係アルモノノ外凡テ之ヲ削除スルコトトシ生産費トノ差額ハ価格ノ引上ニ依ツテ補填スルコト

三、歳入ニ付テハ新税ヲ設ケ、税制ヲ改革シ、専売収入ノ増加ヲ図ル等各階層ヲ通ズル負担増加ニ依リ、歳出トノ均衡ヲ図ル如ク按画スルコト

本件ハ人心ノ緊張ヲ持統シ又国際関係上ヨリモ急速実施ノ要アリ尚本件ニ関連シテ財務局及稅務署ノ充実ヲ図ルコト

四、今後少ク共五個年ニ亘ル財政計画ヲ確立スルコト

五、終戦事務関係職員ヲ除キ官吏ノ定員ヲ少ク共三分ノ一程度減員スルコト、右減員可能ナル如ク行政機構及運営方針ヲ改良ルコト

六、今後連合国内ノ經濟交渉ハ亦財政処理ニ関係スル所大ナリ、政府ハ単ニ外務省官吏ニノミ此交渉ヲ托セズ廣ク官民専門家ヲ起用シ、共ニ此ノ交渉ニ當ラシムルコト

七、公債ノ減額ヲ図リ民間企業ヲ活発ナラシムル為官業及国有財産ノ整理及民管移管ヲ行フコト

八、歳入ノ減退ヲ防ギ之ガ積極的增加ヲ図ル為ニハ健全ニシテ旺盛ナル産業活動ノ持続ヲ要ス、仍テ政府ハ速ニ復興計画ヲ樹立シ其ノ実行ニ依リ生産諸要素ノ繁閑ヲ調整シ、所謂完全雇傭ノ状態ヲ実現ヲ図ルコト

九、地方財政ニ付テモ同様ノ趣旨ニ依リ緊縮ヲ図ルコト

編注 本案は石橋湛山委員起草案に対し、九月五日部会討議による修正を加えてまとめたもの（前掲資料（4）参照）。

出所 大蔵省資料乙六〇四一—二九。

(6) 金融対策に関するインフレ対策部会意見  
(昭和二〇年九月七日)

(戦後通貨対策委員会インフレ対策部会 二〇、九、七)

一、戦時緊要ノ産業ニ対シ資金ノ供給ヲ順便ナラシムルハ戦時ニ於ケル金融機関ノ使命トスル所ナリシコト勿論ナルモ終戦後ノ今日ニ於テハインフレーションノ防圧ヲ重視シ過度ノ信用膨張ヲ来サザル様努力スルコト

二、戦時中会社経理ノ杜撰ナルモノヲ生ジタルハ我国信用構成上甚ダ寒心ニ耐ヘザル所ナリ。仍テ此際会社ノ経理ヲ適正ナラシメ資金ノ濫費ヲ防止スル為メ万全ノ方途ヲ講ズルコト

三、軍需会社ノ債権債務ヲ処理シ其ノ帰趨ヲ明カニスルト共ニ其ノ設備資材勞務等ヲ民需物資ノ生産ニ転換セシムルコト

四、政府ハ軍需会社ノ善後処理及ビ業務転換ニ関シ至急其ノ根本方針ヲ確立スルコト

五、戦時勞務ノ処理ヲ速ニ実施スルハインフレーション対策上極メテ重要ナリ政府ハ速ニ右ノ処理ヲ実施スルコト

六、政府諸機関、各種営団、統制会等ニ於ケル保有物資ハ此際適當ノ方法ヲ以テ市場價格ヲ基準トシテ売却シ以テ市場資金

ノ吸収ヲ計ルコト

七、中小工業ハ農業ト共ニ我國經濟ノ根幹ナリ。仍テ政府ハ其ノ復活ヲ助長シ都市工業製品ト農産品トノ交流ヲ促進シ物資交流ニ依ル通貨価値ノ向上ヲ期スルコト

八、資金ノ蓄積ハ戦後再建ヲ計ルガ為メ最モ必要ナリ仍テ之ヲ助長スル為各般ノ施策ヲ行フコト

九、金融機関ハ益々其ノ信用ヲ強固ニシ事務能率ノ向上陣容ノ強化ヲ計ルト共ニ資金吸収上万全ヲ期スルコト

編注 第三回部会の討議をふまえて新木栄吉委員が起草した案を、九月七日の第四回部会でまとめたものと推定される（前掲資料（4）参照）。なお第四回部会の記録は作成されていない。

出所 同前。

(7) 第一回統制解除に関する小委員会記録  
(昭和二〇年九月一日)

第一回統制解除ニ関スル小委員会記録

(九月十一日(火) 自午前十時至正午)  
大蔵省特別会議室

一、出席者 山室委員長、下条、中村、石山、丹波、小汀、木内各委員

二、概況

伊原資金統制課長ヨリ統制法規ニ関スル岩田行政查察使ニ依ル查察ノ経過及經濟諸統制方式ニ関スル政府ノ方針概要(別

紙参照)ノ説明ヲ聴取ス

各委員ヨリ右方針概要ニ対シ大体賛成ノ意見アリ次テ本委員会ノ審議進行ニ関シ協議シ最モ緊要ナル問題ハ国民生活ノ安定殊ニ其ノ根本タル食糧問題ニアルヲ以テ食糧ニ関スル統制解除並ニ之ガ價格ニ及ス影響ヲ先ツ採リ上ゲ最初ニ生鮮食糧品ヨリ検討スルコトトシ資料ノ作成ヲ要求シ散会セリ

次回ハ十四日(金)午前十時ヨリ開催ニ決定

一、各委員ノ意見

下条委員「米麦等ノ主要食糧品ヲ協定價格トシ其ノ他食糧ハ全部自由トスベシ」

小汀委員「官僚統制ハ即刻撤廃スベシ米モ統制撤廃シテ差支ナシ需給関係ヨリ無制限ニ價格騰貴セズ。生活必需品ノ公定價格制ヲ固守シ然モ價格決定ヲ地方庁ニ委任シアルコトガ生産委縮ノ根本原因ナリ」

中村委員「官僚ニヨル價格統制ヲ撤廃シ同時ニ經濟警察ヲ全廢スベシ」

本委員会ハ作文ノ作成ヲヤメ緊要ニシテ意見一致セル問題ヨリ要領ヲ決定シ政府ニ実行ヲ促シ実行アル迄ハ之ヲ監視スベシ」

編注 別紙は見当たらず不詳であるが、一一三ページ資料(9)も説明されたのではないかと推定される。

出所 大蔵省資料乙五三一—六一〇。

(8) 戦後通貨対策委員会第三回合同記録  
(昭和二〇年九月二日)

戦後通貨対策委員会第三回合同記録

(九月十二日(水)午後一時半)  
於大蔵省特別会議室

- 一、出席者 賀屋委員長以下全委員  
(大蔵省)

一、議事録

中村委員「管理通貨制度ニ関シ研究スル為小委員会設置ヲ希望ス」

中山委員「統制経済下ニ於テハ通貨価値ガ直ニ物価ニ現ハレズ從テ物価対策以外ニ直接通貨価値維持ノ方策ノ研究アルベシ」

高橋委員「物価水準ノ安定点ニ関シ研究ノ要アリ、財政均衡ノ見地、物価、賃銀水準ノ見地、対外関係ノ見地等ヨリ安定点重要ナリ、尚国際通貨案ニ対スル日本ノ立場ノ研究モ必要ナルベシ」

山室委員ヨリ統制解除ニ関スル小委員会ノ経過報告アリ委員長及各委員ヨリ左記資料作成ヲ大蔵省ニ依頼セリ

- (一) 戦時中及最近ノ米、英、支、英植民地ノ物価ニ関スル資料

(二) 開相場ニ関スル資料

(三) 食糧行政査察ノ報告

四 食糧、酒、煙草等ノ特配ニ関スル資料

次デ小汀委員ヨリ労務統制ヲ即刻撤廃スベキ旨ノ意見アリ、中山委員ヨリ失業増大トデフレト一致セズインフレ基盤ノ上ニ失業増大アリ注意ヲ要スル旨ノ意見アリ

小汀委員及松村委員ノ間ニインフレ進行ノ程度、時期ニ関シ議論アリ、本件ハ重大問題ナルヲ以テ充分議論スルコトトシ松村、小汀、木暮、高橋委員ニ於テ提案シ同案ヲ委員会ニ於テ研究スルコトトシ散会セリ

次回ハ十八日(火)一時半ヨリ日銀ニ於テ開催ニ決定出所 同前。

(9) 第二回統制解除ニ関する小委員会記録

(昭和二〇年九月一四日)

第二回統制解除ニ関スル小委員会記録

(九月十四日(金)自午前十時正至正午)  
於三菱信託会長室

- 一、出席者 山室委員長、舟橋、下条、石山、小笠原、小汀、木内各委員

一、概 況

食糧品ニ付検討ノ結果(一)生鮮食料品ハ配給、価格共ニ統制撤廃、(二)甘藷馬鈴薯ハ米表トノ関係ヲ考慮スルモ原則トシテ配給、価格共ニ統制撤廃、(三)米、麦ハ配給、価格ノ統制ヲ継続

スルモ農家ノ供出後ノ余剰米麦ハ自由トスルヲ可トスルニ意見一致シ石山委員ニ要項起草ヲ委嘱シ散会セリ

次回ハ十九日(水)午前十時ヨリ開催ニ決定、家賃及労費等給与ニ関シ検討ノ予定

一、各委員ノ意見

(イ) 生鮮食料品

小笠原委員「日政ノ意見ノ通全部統制ヲ撤廃スベシ」

舟橋委員「統制殊ニ統制会社ハ有害ナリ」

下条委員「鮮度ヲ要スルモノハ統制ニ不適即刻撤廃スベシ」

木内委員「統制撤廃ニ依ル価格昂騰ト給与水準ト関係及主要食糧生産等トノ関係ニ悪影響ナキ見透アレバ撤廃可ナルベシ」

小汀委員「撤廃養成、悪影響ナシ」

(ロ) 甘藷、馬鈴薯

小笠原委員「日政意見ハ現在ノ配給部分ヲ除キ自由トスル旨決定セルモ私見トシテハ全部自由トスベシ」

下条委員「全部自由トスベシ自由トシ甘藷ノ生産地ニハ米ノ配給ヲ減スベシ」

小汀委員「全部自由トスベシ」

丹波委員「全部自由トスレバ現在ノ配給基準ニ合テ割ルコトトナリ人心ニ悪影響ナキヤ」

山室委員「米表トノ関係ヲ考慮スルモ原則トシテ全部自由

トスルコトニ意見ヲ纏メタシ」

(イ) 米、麦

全委員共現在ノ配給制ハ尠クトモ過渡的ニ維持スル要アルベキモ農家ノ余剰米ハ自由トスルコトニ意見一致ス。

出所 同前。

(10) 第四回戦後通貨対策委員会記録

(昭和二〇年九月一八日)

第四回戦後通貨対策委員会記録

(九月十八日(火)自午後二時)  
於日 銀

- 一、出席者 太田副委員長以下全委員(欠席者ハ別紙ノ通別紙欠落、編者)

野田金融局次長

一、概 況

太田副委員長ヨリ理事会ニ於テ通貨安定及通貨制度ニ関スル小委員会設置ノ意見アリ検討シタキ旨述ベ高橋委員ヨリ同委員会ニ於テ採リ上グベキ項目ニ付説明セリ

各委員ヨリ右ハインフレ対策部会ニ於テ研究スベキ旨ノ意見アリ矢吹委員ト相談ノ上副委員長ニ処置一任トセリ

矢吹委員ヨリ同部会ノ経過報告ヲ為シ之ニ対シ当面ノ問題タル財政問題ニ付各委員ヨリ希望意見アリ

次デ山室委員ヨリ統制解除委員会ノ経過報告ヲ為シタリ

尚次回総会へ小委員会ノ報告完成ヲ待チ開催スルコトニ決定シ散会セリ

一、各委員意見

高橋委員「通貨安定ニ関シ研究スベキ項目左ノ如シ」

(甲) 通貨安定ノ基本対策

(一) 現在ノ通貨価値ノ検討

(1) 一般国民ノ評価

(2) 科学的ノ評価

(3) 国民生活(消費)ノ面ト国家経済(生産)ノ面

(4) 購買力ノ減退

(5) インフレ現象ノ潜在ヲ考慮シテ検討ノコト

(二) 通貨価値安定ノ適正基準

(1) 財政均衡ノ見地

(2) 国民生活安定ノ見地

(3) 産業維持ノ見地

(4) 国際収支、賠償ノ見地

(5) 貯蓄心、秩序ニ及ス影響

(三) 適正基準ノ具体化対策

(1) 物資ノ効率的利用

(2) 財政均衡確保

(3) 蓄積通貨ノ処置

(4) 民間産業資金ノ放出

(5) 生活、消費ノ切下

(一) 国際収支  
四 適正基準ノ転移方策

(1) 物 価

(2) 賃銀、給与

(3) 地代、家賃

(4) 運 賃

(二) 通貨制度

(1) 現行制度改変ノ要、如何ナル点

(2) 国際通貨協定ノ実施対策

(3) 通貨制度運営ノ人ト機構

出所 同前。

(11) 統制撤退の価格に及ぼす影響——B委員会第一回

答申 (昭和二〇年九月二三日)

① 統制撤退の価格に及ぼす影響

第一回答申 食品に関する件

二〇、九、二二  
B委員会

一、米麦

需給均衡を得ず、統制撤退せば価格暴騰すべし。尚暫く現行制度を維持する可とす。但し左の諸点は改正の要ありと認め。

(1) 配給量の二合二勺は米麦其の他の穀類を以て維持し、馬

鈴薯、甘藷を代替配給せざる事。(国民の体位維持に留意、

不足分は万難を排して輸入の事)

(a) 生産と消費の二重価格を廃止し、生産者価格一本とする

こと。(補助金廃止)

(b) 供出後の過剰量は自由処分とすること。

(c) 営団を改組し、配給を円滑にすること。

二、馬鈴薯、甘藷

供出多量(供出率六三%)なるも闇取引高価なるを以て、平均価格は公定価格の五倍見当と推測さる。統制撤退せば米麦の代配廃止と相俟って市場の出廻り増加し、価格低落すべし。同時に変質腐敗の量も著しく減少すべし。食糧完全利用の見地よりするも統制撤退するを可とす。

三、生鮮食料品

統制撤退の閣議決定を速に具現すべし。自由処分とせば価格低落し、鮮度保持され、変質腐敗の量著しく減少すべし。

棚外 ① 9/24配布

編注 本文は、九月一四日のB委員会討議(前掲資料(9)参照)に基つき山賀吉委員が起草した要項を九月二日のB委員会でまとめたと推定される。

出所 大蔵省資料Z六〇四—二九。

(12) C委員会研究題目 (昭和二〇年九月二六日)

C委員会研究題目

一、通貨安定

(1) 終戦直後に於ける通貨価値の地位

(2) 通貨価値安定の適正基準決定

(3) 通貨価値適正安定基準の具体化対策

四 新安定基準への転移切替対策

二、通貨制度

(1) 現行通貨制度の改変の可否、要否

(2) プレトントウツツ通貨協定実施を要請せられたる場合の処置

編注 九月二四日の総会でC・Dの二部会設置がきまり、二六日付でC部会員に右文書が送付された。

出所 大蔵省資料Z六〇四—二八。

(13) 委員会に関する大蔵省発表

(昭和二〇年一〇月六日)

去ル八月末インフレ防止其ノ他戦後新段階ニ対処スベキ主要ナル通貨対策ニ関シ大蔵大臣ニ意見ヲ具申シ又ハ参画立案セシムル為大蔵省ニ設置セラレタ戦後通貨対策委員会ハ九月一日以後五回ノ総会ヲ開催、其ノ間A部会(部会長矢吹男ノ下ニインフレ防止対策ヲ審議)B部会(部会長山室宗文氏ノ下ニ各種経済統制ヲ撤廃セル場合インフレニ及ボス影響及対策ノ審議)ノ二部会ハ夫々数回ニ亘リ極メテ熱心ナル研究ヲ続ケ更ニ最近ニ於テハC部会(部会長中村三之丞氏ノ下ニ通貨価値ノ安定及通

貨制度ノ研究) D部会(部会長木暮武太夫氏ノ下ニ産業、証券  
対策ノ研究)ノ二部会ヲモ設置シ衆智ヲ集メテ討議檢討ヲ行ツ  
テ来タガ、其等ノ研究案ノ内A委員会ノ立案ニ係ル財政緊急対  
策ハ十月五日ノ総会ニ附議太田副委員長議長トナリ討議ノ上決  
定ヲ見同日別紙ノ通り大蔵大臣ニ答申セラレタ  
引統キ各種問題ニ関シ今後次々ト答申セラレル管デアアル尚各部  
会ノ構成ハ次ノ通りデアアル  
(以下部会構成および別紙省略——編者)

編注 別紙答申は七ページ資料(4)。  
出所 大蔵省資料Z六〇四—二八。

4 配布資料・説明資料

(1) 昭和二十年度予算の実行計画に関する件

(昭和二〇年八月二二日閣議決定)——昭和二〇  
年九月一日総会にて配布

昭和二十年度予算ノ実行計画ニ関スル件

(昭二〇、八、二二閣議決定)

今般時局ノ急変ニ伴ヒ昭和二十年度予算編成ノ基礎的事情ニ  
根本的変化ヲ生ズルニ至リタルヲ以テ此ノ際各省協力シ左記各  
項ニ依リ新ナル見地ニ基キ予算ノ実行計画ヲ樹立スルモノトス

記

一、各省ハ夫々所管経費ニ付従来ノ経緯等ヲ一擲シ現下当面必  
要トスル施策ノ重点的遂行ヲ図ル趣旨ノ下ニ予算実行計画ヲ  
樹ツルコト

二、戦争遂行ヲ前提トセル経費ハ嚴ニ之ガ実行ヲ見合スコト  
三、最近ニ於ケル通貨ノ増勢、戦災等ニ基ク国库歳入減少ノ実  
状ニ顧ミ且今後ニ於ケル復員及建設所要資金ノ放出ニモ備ヘ  
予算ノ節約ニ付留意スルコト

四、実行計画ノ策定ハ本年度予算(前年度予算ノ繰越分ヲ含ム)  
ノミナラズ予備費支出ニ係ル経費ニ付テモ之ヲ行フコト  
五、各種予算外國庫ノ負担トナルベキ契約ニ付テモ前各項ニ準

シ措置スルコト

六、前各項ニ基キ各省ハ大蔵省ト協議ノ上九月十五日ヲ目途ト  
シテ昭和二十年度予算実行計画ヲ作成スルコト

備考 現在各省ヨリ大蔵省ニ提出中ノ予備費支出要求ハ此  
ノ際一応当該省ニ返付スルコト

出所 戦後通貨物価対策委員会「戦後通貨物価対策委員会資料乙号」昭  
和二〇年十一月

(2) 昭和二十一年度予算編成に関する件

(昭和二〇年八月二四日閣議決定)——昭和二〇  
年九月一日総会にて配布

昭和二十一年度予算編成ニ関スル件

(昭二〇、八、二四閣議決定)

今ヤ肇国以来最モ困難ナル時局ニ直面シ臣子尽ク承諾必謹刻苦  
奮勵以テ総力ヲ将来ノ建設ニ傾クルノ要アル処我が国財政経済  
ニ関シ今後ニ処スベキ途ハ国内秩序ヲ飽ク迄維持シ民生ノ安定  
ヲ図リ国民経済ノ速カナル再建ヲ期スルニアリ而シテ之ガ為ニ  
ハ食糧ノ増産、産業及労務ノ転換、戦災ノ復興並ニ戦死者、傷  
痍軍人及戦災者ニ対スル援護其ノ他時局ニ対処シ緊要ナル諸施

策ノ果斷適実ナル実施ヲ要ス  
翻ツテ思フニ戰災其ノ他ノ為我ガ國經濟ノ受ケタル打撃ハ相当  
深刻ニシテ国力ノ減耗ハ財源ノ調達ニ重大ナル影響ヲ齎スベキ  
コト自明ノ理タルノミナラズ更ニ戰後處理ニ要スル各種經費ノ  
増嵩、對外關係ニ依ル國家負担ノ加重ハ必至ニシテ此ノ際財政  
ノ絶對緊縮方針ヲ確立シ之ニ依リ斷乎トシテ經濟秩序ノ維持ト  
民生ノ安定トヲ圖リ國家ノ再建ヲ期スベキハ蓋シ現下当然ノ要  
請ナリ

昭和二十一年度予算編成ニ當リテハ各省ハ如上ノ趣旨ニ則リ其  
ノ構想ヲ新ニスルト共ニ苟モ安易ナル平時復歸ノ思想ハ嚴ニ之  
ヲ戒メ真ニ時局ニ即応セル予算ノ成立ニ協力スルモノトス  
昭和二十一年度予算編成ニ付準抛スベキ事項左ノ如シ

記

一、各省ニ於ケル施策ノ主眼ハ之ヲ將來ノ建設ニ置キ社会及經  
濟ノ秩序維持、國民生活ノ安定等ヲ前途トシ從來ヨリノ施設  
ニシテ右ノ趣旨ニ副ハザルモノニ付テハ此ノ際其ノ根本的整  
理切換ヲ断行スルコト

二、昭和二十一年度予算ニ計上スル經費ハ左ニ掲グルモノニ限  
ルコト

- (一) 皇室費、国債費等ノ特殊經費
- (二) 前号ノ外法令等ニ基ク義務的經費但シ時局處理其ノ他  
新事態ニ即応シ其ノ存続ヲ必要トスルモノニ限ル
- (三) 食糧其ノ他生活必需物資ノ増産及確保ニ要スル經費

- (四) 戰災者及戰災死者ノ遺族、傷痍軍人並ニ戰災者ノ更生  
援護ニ要スル經費
- (五) 掃蕩將兵ノ厚生ニ要スル經費
- (六) 産業ノ転換、勞務ノ再配置、戰災地ノ復興、運輸通信  
機能ノ回復、其ノ他時局ニ對処シ緊急措置ヲ要スル施設ニ  
關スル經費
- (七) 其ノ他必要欠クベカラザル行政ノ運営ニ要スル經費

三、最近ニ於ケル財政經濟ノ推移ニ鑑ミ補助費、奨励費等ニ付  
テハ此ノ際嚴密ナル検討ヲ加ヘ過剩購買力造出ニ依ル悪影響  
ヲ阻止スルコト

四、對外關係ヨリ生ズベキ各種事情ノ變動ニ對処スル等ノ為特  
ニ必要トスル予備費ヲ計上シ其ノ他予算上適実ナル措置ヲ講  
ジ以テ財政ノ機動的運営ヲ圖ルコト

五、予算編成ニ關シ各種事務ノ徹底的簡素化ヲ圖ルコト

六、各省ヨリ大蔵省ニ提出スベキ概算書又ハ概計書ノ提出期間  
ハ左ノ通トシ必ズ之ヲ嚴守スルコト

概 算 書 九月三十日

概 計 書 十月二十日

概算書又ハ概計書ノ調製ニ付テハ大蔵省ハ積極的ニ各省ニ協  
力シ共同作業ノ実ヲ挙グルコト

出所 同前。

(3) 事業資金調整暫定標準に関する件

(昭和二〇年八月二十八日金融局) —— 昭和二〇年九月  
一日總會にて配布

事業資金調整暫定標準ニ関スル件

(昭二〇、八、二八 金融局)

事業資金ノ調整ハ設備資金運轉資金ヲ通ジ民需物資ノ生産ヲ促  
進スルヲ目的トシ差当リ左ノ事業資金調整暫定標準ニ依ルモノ  
トス

事業資金調整暫定標準

- 一、別表ニ掲グル業種ハ他ノ業種ニ優先セシムルモノトス
- 二、別表ニ掲グル業種ニ付テモ之ガ運用ニ當リ左ノ諸点ニ留意  
スルモノトス

- (一) 事業ノ内容ニ付テハ現下ノ実情ニ応ジ健全ナル國民生  
活ノ保持ニ必要ナルモノニ限定スルコト
- (二) 設備ニ付テハ災害復旧ヲ優先セシメ又地方の事情ヲモ  
考慮スルコト
- (三) 直チニ操業、製品化ノ可能ナルモノヲ優先スルコト
- (四) 新規設備ノ建設ニ付テハ原則トシテ維持補修ヲ認ムル  
コトトシ長期ニ亘ルモノハ之ヲ認メザルコト
- (五) 設備ノ買収ニ付テハ思惑的ノモノハ之ヲ認メザルコト

三、別表ニ掲ゲザル業種ニ在リテモ現状ノ儘若ハ僅少ナル設備  
ノ補修附加等ニ依リ民需物資ノ生産ノ可能ナルモノニ付テハ

個々ノ実情ニ即シ本標準ニ準ジ優先取扱ヲナスモノトス

(備考)

本暫定標準ハ産業転換計画其ノ他ノ事情變化ニ応ジ逐次變  
更スルモノトス

事業資金調整暫定標準ノ取扱

- 一、運轉資金  
運轉資金ノ融通ニ關シテハ軍需金融等特別措置法及銀行等資  
金運用令ニ拘ラズ金融機關ヲシテ自律的ニ取扱ハシムルコト
- 二、設備資金  
(一) 設備資金ノ融通ニ關シテハ臨時資金調整法ニ基キ金融  
機關ノ日銀ニ對シテ為スベキ協議ハ之ヲ要セザルモノトス  
ルコト
- (二) 事業者ノ自己資金ニ依ル設備ノ新設擴張改良ニ付テハ  
臨時資金調整法ニ基ク申請ニ對シ日銀限リニテ簡易ニ處理  
スルコト

但シ右取扱ヲ為ス設備資金ハ補修改良及輕微ナル新設ノ為  
ノモノニ限リ右以外ハ從來通り地方財務協議會又ハ臨時資  
金審査委員會ニ附議ノ手續ヲトルコト

三、事業資金調整暫定標準第三項ニ該當スル事案及別表ニ掲グル  
業種ニシテ別表ノ取扱ト異ル處理ヲ必要トスルモノニ付テハ  
總テ地方財務協議會又ハ臨時資金審査委員會ニ附議ノ手續  
ヲトルコト

別表

凡例

設備ノ新設、拡張、改良又ハ補修ヲ要スル業種ニ付テハ設備資金欄ニ〇印ヲ付シ設備ノ新設等ヲ必要トセス  
 大体運転資金ノ供給ノミニテ目的ヲ達シ得ル業種ニ付テハ運転資金欄ニ〇印ヲ付シタリ

部門 業 種 設備資金 運転資金

一、農林畜産業

(一)	耕作農業	○	○
(二)	雑農業	○	○
(三)	養蚕業	○	○
(四)	林業	○	○
(五)	畜産業	○	○
(六)	飼料製造業	○	○
(七)	農林土木事業	○	○
(二)	沿岸漁業	○	○
(二)	内地沖合遠洋漁業	○	○
(三)	養殖業	○	○
(四)	塩田業	○	○
(五)	水産土木事業	○	○
(一)	生糸製造業	○	○
(二)	紡績業	○	○
(三)	撚糸業	○	○
(四)	織物業	○	○

二、水産業

三、紡織工業

(二)	製塩用機械器具製造業	○	○
(三)	石炭鉱業用機械器具製造業	○	○
(四)	土木建築用機械器具製造業	○	○
(五)	化学工業(七号部門ニ掲グルモノ)用機械装置製造業	○	○
(六)	食品製造加工用機械器具製造業	○	○
(七)	印刷及製本用機械器具製造業	○	○
(八)	紡織機械器具製造業	○	○
(九)	事務用機械器具製造業	○	○
(十)	電気機械器具製造業	○	○
(十一)	電線及電纜製造業	○	○
(十二)	通信機械器具製造業	○	○
(十三)	電球製造業	○	○
(十四)	鉄道及軌道用車輛製造業	○	○

四、鉱業

五、金属工業

(五)	雑織維製造業	○	○
(六)	メリヤス及メリヤス製品製造業	○	○
(七)	糸布加工業	○	○
(一)	金鉱業	○	○
(二)	銅鉱業	○	○
(三)	石炭鉱業(亜炭ヲ含ム)	○	○
(四)	石油鉱業	○	○
(一)	金製錬業	○	○
(二)	民需用鋳物業	○	○
(三)	建築用及家具用金属製造業	○	○
(四)	釘類製造業	○	○
(五)	針類製造業	○	○
(六)	ペン先製造業	○	○
(七)	刃物類製造業	○	○
(八)	食卓用金属製品製造業	○	○
(九)	其ノ他ノ民需用金属製品製造業	○	○
(一)	農林漁業用機械器具製造業	○	○

六、機械器具工業

七、化学工業

(十五)	鉄道信号保安装置製造業	○	○
(十六)	自転車製造業	○	○
(十七)	軽車輛製造業	○	○
(十八)	木船造修業及舢舨製造業	○	○
(十九)	ガス及水道用器具製造業	○	○
(二十)	医療用機械器具製造業	○	○
(二十一)	自動車修理業	○	○
(一)	医薬品製造業	○	○
(二)	農業薬品製造業	○	○
(三)	肥料製造業	○	○
(四)	製塩業	○	○
(五)	製革業	○	○
(六)	再生ゴム製造業	○	○
(七)	ゴム製品製造業	○	○
(八)	石鹼及化粧品製造業	○	○
(九)	パルプ製造業	○	○
(十)	製紙業	○	○

八、窯業	(一) セルロイド及同製品製造業	○
	(二) マッチ製造業	○
	(三) 松根油製造業	○
	(四) 其ノ他民需用化学工業	○
	(一) 陶磁器製造業	○
	(二) グラス及ガラス製品製造業	○
	(三) 煉瓦製造業	○
	(四) 屋根瓦製造業	○
	(五) セメント製造業	○
	(六) セメント製品製造業	○
	(七) 珪瑯鉄器製造業	○
九、製材及木製品工業	(一) 製材業	○
	(二) 木製品製造業	○
	(一) 精穀業	○
	(二) 小麦粉及澱粉製造業	○
	(三) 酒類製造業	○
	(四) 調味料製造業	○
	(五) 製菓及製餡業	○
	(六) 農産品製造業	○

十一、雑工業	(七) 畜産品製造業	○
	(八) 水産品製造業	○
	(九) 製氷及冷凍業	○
	(一) 製茶業	○
	(二) 紙製品製造業	○
	(三) 疊製造業	○
	(四) 医療材料品製造業	○
	(五) 毛筆、万年筆、鉛筆及クレヨン製造業	○
	(六) 印刷及製本業	○
	(七) 製帽業	○
	(八) 皮革製品製造業	○
十二、ガス及電気業	(一) 洋傘製造業	○
	(二) ガス業	○
	(三) 電気供給事業	○
十三、交通業	(一) 鉄道及軌道業	○
	(二) 自動車運輸業	○
	(三) 海運業	○
	(四) 近海及沿岸航路	○
十四、商業	(一) 物品販売業	○
	(二) 倉庫業	○

十五、雑業	(三) 金融業	○
	(四) 保険業	○
	(一) 土木建築請負業	○
	(二) 新聞紙発行及図画雑誌出版業	○
	(三) 旅館業	○
	(四) 民衆娯楽及興業ニ関スル事業	○
十六、其ノ他ノ事業及施設	(一) 教育事業	○
	(二) 慈善事業	○
	(三) 社会事業	○
	(四) 医療施設	○

(4) 買入債務及前受金の集中処理に関する件

(昭和二〇年八月三〇日金融局) — 昭和二〇年九月一日総会にて配布

買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル件

(昭和二〇、八、三〇 金融局)

政府並ニ事業者ノ買入債務及前受金ヲ円滑ニ処理シ以テ経済秩序ノ混乱ヲ防止スルト共ニインフレーションノ昂進ヲ抑制スル為左記ノ措置ヲ講ズルモノトス

記

第一、事業者ノ債権債務ノ決済

一、指定事業者(軍需金融等特別措置法第二条ニ依リ金融機関ノ指定ヲ受ケタル事業者ヲ謂フ以下同ジ)ガ債務ヲ弁済セントスルトキハ債権者ニ対シ債務弁済用特定小切手(以下特定小切手ト称ス)ヲ交付シ又ハ特定小切手ニヨリ債権者ノ別口勘定ニ振込ムモノトスルコト

資本金五百万円以上ノ会社ニシテ本措置ノ適用ヲ希望スル会社ニ対シテハ金融機関ノ指定ヲ考慮スルコト

二、指定事業者ハ前号ニ依ル特定小切手ヲ振出ス為指定金融機関ニ債務弁済用別口当座借越勘定ヲ設ケルコト

前項別口当座借越勘定ハ借越限度ヲ設ケザルコトトシ借越預金共ニ無利子トスルコト

三、指定事業者ガ特定小切手ヲ以テ支払ヲ為シ得ル債務ハ左ニ掲グル買入債務及前受金トスルコト

(一) 買入債務(買掛金、請負工事費、未払加工賃及売買請負又ハ加工ノ契約解除ニ基ク損害賠償金例ヘバ工程払等ノ債務ヲ謂フ但シ支払手形ヲ含マザルモノトス)ニシテ

(イ) 昭和二十年一月一日以降八月十五日迄ニ支払期限到来セルモノ但シ指定金融機関ニ於テ特定小切手ニ依ル決済ヲ適當ト認ムルモノハ昭和十九年十二月三十一日以前ニ支払期限到来セルモノニ対シテモ本件ヲ適用シ得ルモノトスルコト

(ロ) 昭和二十年八月二十五日以前ノ発註ニ基キ同日後ニ  
支払期限到来スベキモノ

(二) 前受金(受託品又ハ受託工手ノ手附金トシテ受入レタ  
ルモノ又ハ之ニ類スル前受金ヲ謂フ)ニシテ昭和二十年八  
月十五日現在貸借対照表ニ掲ゲラレタルモノ

未払金、仮受金又ハ其ノ他ノ科目ニアリテモ買入債務又ハ  
前受金ニ属スベキ性質ノ債務ハ前項ニ準ジ取扱フコト

同一事業者ノ工場事業場等ノ間ニ於ケル債務ハ之ヲ含マザ  
ルモノトスルコト

割引手形(長期融通手形ヲ除ク)ノ決済ニ付テハ金融機関  
ヨリ之ガ決済ニ要スル資金ノ融通ヲ為サシムルコトトスル  
コト

指定事業者ハ昭和二十年八月十五日現在ノ貸借対照表ヲ指  
定金融機関ニ提出スルコトトスルコト

四、指定事業者ハ特定小切手ヲ振出サントスルトキハ通常ノ小  
切手用紙ニ所要ノ記載ヲ為シタル上指定事業者ガ債権者ニ交  
付スベキ支払内訳明細書ノ写ヲ添附シ指定金融機関ニ対シ所  
要ノ形式ニ依リ印ノ押捺及指定金融機関店舗ノ代表者ノ記  
名捺印ヲ求ムルコト

前項小切手ハ預金振込ノ場合ヲ除クノ外記名式ニ依リ之ヲ振  
出スモノトシ受取人ハ之ヲ第三者ニ譲渡セザルモノトスルコ  
ト

指定金融機関ハ支払明細書ノ写ニ小切手番号其ノ他必要ト認

置終了ニ至ル迄清算セザルコトトスルコト

九、本措置ハ昭和二十年十月三十一日ヲ以テ一応終了スルモノ  
トシ金融機関ハ終了日ニ於ケル指定事業者ノ別口当座貸越残

高ヨリ余剰ト認メラルル預金ヲ控除シタルモノヲ事業者ノ戦  
時金融庫ノ借入金ニ振替フルコトヲ得ルモノトスルコト

前項終了日ニ於テ別口預金残高ヲ有スル事業者ハ先ヅ借入金  
ヲ返済シ尚余裕アルトキハ之ヲ通常ノ預金ニ振替フルコト

一〇、債権債務ガ存在セザリシニ拘ラズ之ヲ存在スルモノトシ  
又ハ債権額ヲ超エテ債権者ガ特定小切手ヲ受取リタルタメ之  
ニ依リ債務者ノ借入金ヲ生ジタルトキハ債権者ハ戦時金融金  
庫ニ対シ之ガ返還ノ責ヲ負フモノトス債権債務ノ決済ガ不能  
又ハ殆ンド不能ニ近キコトヲ知リツツ特定小切手ヲ受取リタ  
ル債権者ニ付テモ亦同ジトスルコト

一一、指定事業者ノ一事業者ニ対スル第三号ニ掲グル債務ノ総  
額ガ概ネ三万円未満ニ止マル見込ノ支払ニ付テハ特定小切手  
ニ依ラザルコトヲ得ルモノトスルコト

一二、指定事業者ハ振出シタル特定小切手金額百円ニ付一銭ノ  
割合ニヨル手数料ヲ本措置終了日ニ指定金融機関ニ支払フ  
モノトスルコト但シ一指定事業者ノ支払手数料総額ハ一千元  
ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトスルコト

第二、陸海軍及航空兵器総局関係ノ債権債務ノ決済

一、第一ニ準ジ債権債務ノ決済ハ総テ特定小切手ヲ以テ受授又  
ハ債権者ノ別口借越若ハ預金勘定ニ振込ムモノトスルコト

ムル記載ヲ為シ之ヲ保管スルコト

五、指定事業者ノ別口当座借越勘定ニハ限度ヲ設ケザルモ指定  
金融機関ハ指定事業者ヨリ前号ニ依リ請求ヲ受ケタルトキ特  
定小切手ノ振出総額ガ概ネ三ニ依ル短期債務ノ合計額ノ範囲  
内ニシテ且当該特定小切手ニ依ル支払ガ真正且ツ受当ナリヤ  
否ヤニ付検討ヲ加フルモノトスルコト但シ当該指定事業者ノ信  
頼性ニ基キ取扱ニ寛厳ヲ加フルコトヲ得ルモノトスルコト

六、債権者タル指定事業者ガ債務者ヨリ特定小切手ヲ受取リタ  
ルトキハ之ヲ自己ノ別口当座借越勘定ニ振込ムモノトスルコ  
ト

七、債権者タル非指定事業者(金融機関ノ指定ナキ事業者ヲ謂  
フ以下同ジ)ガ債務ノ弁済トシテ特定小切手ヲ受取リタルト  
キハ非指定事業者ノ主タル取引銀行ニ別口預金勘定ヲ設定シ  
之ニ振込ムモノトスルコト

前項別口預金ハ之ヲ無利子トシ本措置終了日ニ至ル迄払戻ヲ  
為サザルモノトシ非指定事業者ノ債務弁済ニ要スル資金ニ付  
テハ金融機関ヨリ別口預金ヲ見返トシ適正ナル貸出ヲ行フモ  
ノトスルコト尚非指定事業者相互間ノ債権債務決済ニ要スル  
資金ニ付テモ金融機関ヨリ適正ナル貸出ヲ行フモノトスルコ  
ト

八、金融機関ハ手形交換所ニ於テ通常ノ小切手ト区分シ特定小  
切手ノ交換ヲ行フコト

前項ノ交換ニ依リ生ジタル各金融機関ノ貸借勘定ハ之ヲ本措

但一件ノ金額二十万円未満ノ支払ニ付テハ右ニ依ラザルコト  
ヲ得ルモノトスルコト

二、前号ノ特定小切手ハ当該支出官又ハ資金前渡官吏ニヨル印  
ノ押捺ノミヲ以テ足ルモノトシ預金振込ノ場合ヲ除クノ外  
記名式ニ依リ之ヲ振出スモノトスルコト

(備考) (一) 本件ハ九月一日ヨリ之ヲ実施スルモノトス  
ルコト

(二) 未決済ハ法律ニ依ラズ関係者間ノ一般的協  
定ニ依ルモノトスルコト

(三) 本件ハ今後ノ情勢ニ応ジ逐次変更スルコト  
アルモノトス

出所 同前。

(5) 役員退職金の支給方法に関する件

(昭和二〇年八月二二日金融局) —— 昭和二〇年九月  
一日総会にて配布

役員退職金ノ支給方法ニ関スル件

(昭二〇、八、二二 金融局)

一、役員ノ退職金ノ内従前ノ定メニ依リ国債ヲ以テ支給スルコ  
トトナツテ居ル部分ハ従来通り国債ヲ以テ支給スルコト

二、右以外ノ金額ハ原則トシテ銀行ノ期限三箇月以上ノ定期預  
金ヲ以テ支給スルコト

三、已ムラ得ザル事情ニ依リ現金ノ支給ヲ必要トスル場合ニハ  
月収三箇月分ニ相当スル金額ノ範囲内ニ於テ現金支給ヲ為ス  
モ差支ヘナキコト  
四、右退職金給与ノ為ノ銀行定期預金ニ付テハ全国各地ノ銀行  
ニ於テ元利金ヲ受取り得ルコト  
出所 同前。

(6) 社員及労務者の退職金支給方法に関する件

(昭和二十年八月十九日金融局) —— 昭和二十年九月  
一日総会にて配布

社員及労務者ノ退職金支給方法ニ関スル件

(昭二〇、八、一九 金融局)

- 一、社員及労務者ノ退職金ハ原則トシテ銀行ノ期限三箇月以上  
ノ定期預金ヲ以テ支給スルコト
- 二、已ムラ得ザル事情ニ依リ現金ノ支給ヲ必要トスル場合ニ於  
テハ月収三箇月分ニ相当スル金額ノ範囲内ニ於テ現金支給ヲ  
為スモ差支ナキコト
- 三、右退職金給与ノ為ノ銀行定期預金ニ付テハ期限到来後全国  
各地ノ銀行ニ於テ元利金ヲ受取り得ルコト

出所 同前。

(7) 昭和二十年一般会計予算に計上せられたる補助  
費分類表

(昭和二十年八月二十七日主計局) —— 昭和二十年九月  
一日B委員会にて配布

昭和二十年一般会計予算ニ計上セラレタル補助  
費分類表 (昭二〇、八、二七 主計局)

一、地方職員関係費	千円
二、土木費	二八六、八六三
三、防空、警備及警察費	一八六、五九七
四、特殊地方団体費	二六二、一五五
五、経済統制費	三八、七一九
六、産業費	三九六、七一七
七、価格差補給金	六三三、三四四
八、研究費	二、七七三、七九三
九、養成又ハ訓練費	三三、六二四
一〇、教育費	一四、二六四
一一、保健衛生費	一五、三三八
一二、社会事業費	三五、六五五
一三、軍人援護費	七、五九七
一四、勤労働員費	二五、一一〇
一五、海運及航空関係費	一六五、八七八
	五三、四一八

- 一六、外事関係費
  - 一七、特殊会社損失補償又ハ配当補給
  - 一八、各種団体補助
  - 一九、其ノ他
- 計 五、六三四、〇九九
- 出所 同前。

(8) 昭和二十年一般会計歳出予算重要経費別表

(昭和二十年九月三日主計局) —— 昭和二十年九月  
一日B委員会にて配布

昭和二十年一般会計歳出予算重要経費別表

(昭二〇、九、三 主計局)

文治各省経費	予 算 額
特殊経費	三六、九四、一六、八六
皇室費	三、三六、五、六六
国債費	五、〇〇、〇〇〇
年金及恩給	四、九七、九三、三六
臨時軍事費特別会計へ繰入	五三、六五、三三
地方分与税分与金特別会計へ繰入	一〇、一三、五三、六六
外地特別会計へノ経費補充金	一、一六、〇三、六六
警察費連帯支弁金	一〇、一七、七五、七五
	五、一〇〇、〇〇〇

出所 同前。

(9) 国民生活用品の価格及企業許可に関する特別措  
置に関する件

(昭和二十年九月五日商工次官通牒) —— 説明資料

国民生活用品ノ価格及企業許可ニ関スル特別措置  
ニ関スル件 (二〇、九、五 商工次官通牒)

戦災者其ノ他一般国民ノ生活確保並ニ民需産業ノ急速ナル復旧  
振興ニ資スル為左記ニ依リ国民生活用品ノ価格及企業許可ニ関

義務教育費国庫負担金	一五、一七五、一五
青年学校教員費補助	三、三三〇、〇〇
軍事扶助費	四〇〇、六三三
諸払戻及補填金	三、四、五、二六
税務交付金	五、七〇、七三
据置運転資本補足繰入	一〇、〇〇〇、〇〇〇
国庫予備金	五、〇〇〇、〇〇〇
一般経費	七、七三、〇三、〇三
補助費	五、〇一、八六、三三
価格差補助	二、七三、七三、八三
其ノ他	二、六、〇三、五三
陸海軍両省経費	二、二、〇〇、六六
合 計	一、八八、一〇、一〇
	二、六、三三、〇三

スル特別措置ヲ実施スルコトト相成リタルニ付テハ右了知ノ上  
可然措置相成度依命此段通牒ス

- 一、衣料、食器類、厨房用品、化粧品、裝身具、服飾品、其ノ他ノ身廻品、金物、荒物、其ノ他ノ家庭用雜貨類、玩具、文具、運動用具、住宅建築用雜品、其ノ他ノ國民生活用品ノ價格決定ニ関スル商工大臣ノ職權ハ之ヲ貴地方總監統制ノ下ニ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコト
- 二、右ニ関シテハ適正生産費ヲ基準トシ他ノ商品及一般物価ニ對シ惡影響ヲ及ボサザル限度ニ於テ速カニ必要ナル價格ノ改正ヲ行フコト
- 四、國民生活用品製造業ニ對スル企業許可ニ付テハ差当期間製品ノ種類及品質、販売方法等ニ付必要最少限度ノ条件ヲ附シ迅速簡易ナル方法ニ依リ之ヲ許可スルコト但シ左ノ諸点ニ留意スルコト
  - (一) 企業許可ハ事業經營ニ関スル適格ヲ基準トスルモノ之ニ支障ナキ範圍ニ於テ企業整備ニ依ル転廢業者、復員者、戦災者等ニ對スル優先許可ニ付考慮スルコト
  - (二) 今後ニ於ケル資材需給ノ逼迫ヲ考慮シ所要資材ノ種類、数量及其ノ調達方法ニ付特ニ検討ヲ加フルコト
  - (三) 奢侈品、贅沢品ニ類スルモノノ製造ハ特別ノ事由ナキ限り之ヲ抑制スルコト
  - (四) 粗製濫造ノ弊ニ陥ラザル様留意スルコト

編注 本通牒はB委員会等において説明されたものと推定される。

三、生産

- (イ) 日本帝國政府ハ工業、農業及漁業生産品ヲ含ム一切ノ消費者用必需品並ニ右ノ如キ消費者用必需貨物ノ生産ニ必要ナル商品ヲ直ニ最大限度迄生産スル様刺戟シ及奨励スベシ原料、燃料、施設及労働ノ割當ニ當リテハ住民ノ食衣及住ニ必要ナル商品ノ生産ニ優先順位ヲ与ヘラルベシ
- (ロ) 下記四、ニ依リ禁止セラルル品目ノ生産ニ現在迄従事シ居リタル工場ヲ消費者用必需品ノ生産ニ轉換セシムルノ要ヲ認ムル場合ニ於テハ日本帝國政府ハ各当該工場ニ付個別ニ轉換ノ願書ヲ提出スベシ
- 四、以下九、迄ハ略

編注 一〇月五日総会等で説明されたものと推定される。  
出所 同前。

(11) 指令第三号の真意釈明に關する件

(一九四五年九月二六日司令部經濟科学部照會文書)

— 説明資料 —

指令第三号ノ真意釈明ニ関スル件

(一九四五年九月二六日)

- 一、指令第三号ニ付テ幾分誤解ト誤訳トガ生ジテ来テ居ル同指令ハ賃銀及必需物資ノ價格ニ對シ嚴重ナル統制ニ着手シ且維持スルコト從テ必需物資ノ供給ガ窮屈ナル場合確固タル配給制ヲ実施スルコトヲ日本政府ニ要求スルモノデアリ

出所 大蔵省物価部「戦後通備物価対策委員会に於ける物価問題審議資料」。

(10) 物価統制に關する司令部の指令第三号抄録

(一九四五年九月二二日) — 説明資料 —

指令第三号(一九四五年九月二二日)

一、総則

日本帝國政府ハ茲ニ本指令ニ掲グル連合國最高司令官ノ要求ニ付場合ニ応ジ自ラ之ニ從ヒ又ハ之ニ応ゼシムル様保証スルコトヲ指令セラレ

二、經濟統制

- (イ) 日本帝國政府ハ賃銀及必需品ノ價格ニ付確固タル統制ヲ設定シ及維持スベキ責任ヲ負フ
- (ロ) 日本帝國政府ハ供給不足セル必需品ノ公正ナル分配ヲ保証スル為此等ノ商品ノ嚴重ナル割當ヲ設定シ及維持スベキ責任ヲ負フ
- (ハ) 日本帝國政府ハ最高司令官ニ對シ本指令接受後十日以内ニ(イ)及(ロ)ニ掲ゲラレタル目的ヲ有スル現存經濟統制機構及手続ニ関スル一切ノ詳細ヲ報告スベシ右報告ニハ賃銀表及供給不足セル必需品ノ割當量ニ関スル資料ヲ含マシムベシ右ノ如キ經濟統制措置ガ現ニ如何ニ運用セラレツツアリヤ而シテ若シ何等不充分ノ点アリトセバ其ノ理由如何ニ関スル陳述ヲ含マシムベシ

二、此ノ指令ノ持ツ目標ハ二ツアル即チ

- (イ) 一般必需品ヲ取得スルニ際シ一般市民ハ裕福ナル人ト同等ノ機會ヲ与ヘラルル事ヲ確保スルコト
- (ロ) 一般市民ニ對シテハ其ノ生活ニ破綻の結果ヲ生ゼシムル「インフレーション」ノ發生ヲ防止スルコト
- 三、統制センガ為ニ統制ヲ強ヒル意志ハ毛頭ナイ  
一般市民ニ對シテ統制ガ実施セラレザルヨリモ行フ方ガ有益ナル結果ヲモタラスト確信セラレタル時ニ於テコソ統制ガ実施サレル統制ガ存在スルヨリモ然ラザル場合ノ方ガヨリ良キ結果ヲ生ズル見透ノ根拠ガ認メラレタル時臨機応変ニ統制ヲ緩和又ハ廢止スル
- 四、平常時ノ生活ニ於テ市民ガ自己ノ收入ヲ個々ノ判断デ最適ノ用途ニ消費スル權利ヲ制限スル如キコトハ米國ノ諸主義ニ悖ル勤勞者ガ取得スルコトヲ認メラレル賃金ヲ政府ガ統制スルコトハ団体契約ヲ認メル並米利加ノ諸主義ニ相反スルノデアアル
- 五、從テ市民生活ニ對スル統制ハ非常処置デアツテ根本原則ヲ示スモノデハナイ非常時局ガ解消スレバ諸種ノ統制ハ除去サレル或ハ又統制ヲ実施スルヨリモ其ノ非常時ヲ突破スル為ニ統制ヨリモ優越セル手段ガ考究サルレバ其ノ方法ガ適用サレル
- 六、日本ニ於テハ政府当局ニ依ル統制ノ問題ハ非常ナル重要性ヲ帯ビルコトアリ同時ニ日本政府ニ依ル一般市民ノ諸活動ニ

対スル統制ハ我が米國ノ固執スル諸主義ニ相反スルコトデア  
ルガ故ニ次ノ点ヲ貴方ニ要求スルモノデアアル即チ貴方ノ掌握  
シテ居ル情報機關ヲ通ジテ問題トソレニ対スル処理方法ノ諸  
理由及日本市民ノ各階級ニ対スル当司令部ノ将来採ラントス  
ル方針ヲ一般ニ理解セシムルコト

七、此ノ点ニ関連シテ去ル九月二十六日朝行ハレタル次ノ放送  
ニ貴方ノ関心ヲ喚起シタイ日本政府ハ十月一日ヨリ生鮮食糧  
品ニ対シ價格ノ最高標準ノ統制ヲ撤去スル予定ナリシモ前述  
ノ第一項ニ明示セル指令第三号ニ基キ同統制ハ尚存統セント  
放送シテ居ル事實デアアル此ノ放送ガ与ヘタ印象ヲ除去スル手  
段ヲ採ラルベキコト及コレヲノ方針ハ充分説明セラル可キニ  
付該放送ノ全文ヲ小生ノ手許ニナキ為メ其ノ入手方ヲ御手配  
相成ルヤウ希望スルモノデアアル

小生ハ貴方ガ此ノ種事務ニ管掌セシメ居ラルル諸官ト此ノ問  
題ニ付尚進ンデ討議スルコトヲ希望シ期待スルモノデアアル  
編注 前掲資料(10)と同じ。  
出所 同前。

(12) 指令第三号の趣旨に関する経済科学部長クレ  
ーマー大佐談 (一九四六年九月二六日) —— 説明資料

マツクアーサー司令部指令第三号ノ趣旨ニ関スル  
経済科学部長クレーマー大佐談

加ヲ見ル事ニナラウ、コノ約一箇年中ニ刈リ入レラレル新米ノ  
収獲ハ最近日本全土ヲ襲ツタ台風ニヨリステニカナリ減ツテ居  
ル、従ツテ供給ハ限ラレテオリ当分ノ間ハ好転ノ見込ハナイ、  
然ルニ需要ハ増加シツツアルノデアアル。自由ニシテ統制セラレ  
ザル市場ニアツテハコレラ商品例ヘバ米穀ノ売手ハ高イ相場ヲ  
要求スルコトガ出来、コノ売相場ハワズカニ最高ノ買手が支払  
ハントスル額ニ依ツテノミ制限サレルニ過ギナイ。  
カクテ金持ハ限ラレタ商品ノ供給ニ対シ優先權ヲ得ルノデア  
アル。

金持ハ若シ欲スルナラバ全部ノ供給ヲ買ヒ占メ最高價デ之ヲ転  
売スル事モ出来ル、物価ガ上ルト一円ノ値デ買ヘル物ハダンダ  
ン少クナリ、カクテ円価ハ物価ガ騰貴スル毎ニ価値ヲ失ヒ中産  
及ビ下層階級ノ貨幣所得ハ同ジデモ其ノ購買力ハ益々減ツテ来  
ル、カクテイソフレーションハ成立スル。

コノ様ナ事態ニ対処スルタメ過去ニオイト賃金労働者ハ賃金値  
上ヲ要求シタ、賃金ガ引上ゲラレルト労働者ハ直チニ之ノ金ヲ  
生活必需品ニ投ズル、カクテ需要ハ増加シ、物ガ再ビ上ルト云  
フ訳デアアル。

インフレノ唯一ノ解決策ハ物資供給ノ増加ダ、然シ其レガ望メ  
ナケレバ統制ト割当制ガ必要デアアル。

割当制トハ大衆ニ対シ生必需品取得上金持ト同等ノ機会ヲ与ヘル  
モノデナクテハナラズ賃金及物価ノ統制ハ大衆ガ合理的ナ価額  
デコレヲ買ヘル様ナモノデナクテハナラナイ。

「食料品ノ自由販売事情ニ応ジテ許可」

指令第三号ハ去ル九月二十二日日本政府ニ対シ發セラレタルモ  
ノデ経済統制、生産及輸出入ニ関スル最高司令官ヨリノ指令デ  
アル。コノ指令ニ関シテハ恰モ其レガ日本政府ニ対シ賃金ト必  
需商品ノ價格ニ対スル嚴重ナ統制ト不足シテ居ル商品ノ嚴重ナ  
割当制ト實施ト繼續ヲ要求シテ居ルガ如ク考ヘル誤レル解釈ガ  
カナリ多イ。クレーマー大佐ハ「供給不足」トハ「一般人ノ合  
理のカツ正常的ナ需要ヲ満タンガタイ状態ニアル必需商品」ヲ  
意味スルモノデアアルト説明シタ。指令第三号ノ實際的目的トハ  
左ノ二ツデアアル。

- 一、生活必需品ヲ得ルニ當ツテ富メル者ト同等ノ機会ヲ一般大  
衆ニ与ヘル
- 一、一般大衆ニトツテ常ニ破壊的デアアルインフレノ發展ヲ阻止  
スル

各国ノ経済学者ノ認メルトコロデハ一定ノ条件ノ下ニインフレ  
ガ起ルコトニナツテ居リ、又インフレガ一国ノ経済生活ニトツ  
テ決定的脅威デアリ其ノ犠牲トナルノハ一般大衆即チ中産及ビ  
下層階級ダケデアアル事實モ彼等ノ一致シテ認メルトコロダ。  
金持ハ多クノ便法ヲ講ジ實際ニインフレデ儲ケル事ガ出来ル、  
不幸ニモ以上ノ一定ナル条件ナルモノハ今日ノ日本ニ存在シテ  
居リ必需品ニ対スル需要ハ供給ヲ遙カニシノギ当分ノ間見ルベ  
キ程ノ出廻リ増加ヲ實現スル為ニハ輸送手段ニ不十分デアアル。  
一方需要ハ日本兵士及國民ノ海外ヨリノ帰還トトモニ相当ノ増

諸統制トハタダ日本國民ノ持ツテ居ル金ノ多寡デハナク彼等ノ  
必要ニ從ツテ米ヲ手ニ入レル事ガ出来ルノヲ保証スルガ如キモ  
ノデナケレバナラナイ。

経済科学部長野菜、魚類其ノ他生鮮食料品ノ自由販売ハ進ンデ  
許可スル心算デアアル、コレ等ノ商品ハ退蔵スル事ガ出来ズ何等  
ノ制限モ必要トセズト云フ事ガ明カニナレバ自由市場ニ出廻ル  
ダラウカラダ。

一般大衆ヘノ利益トナルコトガ判ツタ場合ニ於テノミ統制ヲ實  
施スルコトニナラウ、又ヤツタ方ガ大衆ノ利益ダトノ確証ガア  
レバイツデモ統制ハ緩和サレ廃サレルハズダ、一般市民ノ正常  
ナ生活活動ノ統制、タトヘバ最モ好マシイト思ハレル方法デ所  
得ヲ使フ個人ノ權利ノ制限ノ如キハ米國ノ原則ニ矛盾スルノデ  
アル、カク労働者ガ当然得ルコトヲ許サレタ賃金ニ対スル政府  
統制モ又アメリカノ団体交渉ノ諸原則トハ背馳スル、従ツテ民  
需統制ハ非常手段デアツテ根本の原則ヲ覆ヘスモノデナク非常  
事態ガ解消スレバ統制ハ撤廃サレルデアラウシ、非常事態ヲ乘  
リ切ル上ニ統制ヨリモヨイ方法ガ発見サレレバ其ノ方法ガ採用  
サレルコトトナラウ。

編注 前掲資料(10)(11)と同じ。  
出所 同前。